

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月23日

【事業年度】 第67期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

【会社名】 株式会社キトー

【英訳名】 KITO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鬼頭 芳雄

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

【電話番号】 055-275-7521

【事務連絡者氏名】 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 野村 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階

【電話番号】 03-5908-0161

【事務連絡者氏名】 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 野村 博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高	(百万円)	31,794	36,961	32,605	23,925	28,095
経常利益	(百万円)	4,518	5,188	2,045	471	885
当期純利益	(百万円)	2,787	3,286	1,185	122	423
包括利益	(百万円)					261
純資産額	(百万円)	15,185	17,748	17,269	15,786	15,706
総資産額	(百万円)	29,671	29,187	27,861	25,700	28,151
1株当たり純資産額	(円)	114,153.19	126,326.55	124,120.52	125,282.03	117,767.89
1株当たり当期純利益	(円)	23,254.72	24,940.56	8,807.08	910.72	3,470.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)		24,117.46	8,690.32	903.06	3,439.04
自己資本比率	(%)	48.9	58.2	60.2	59.3	53.8
自己資本利益率	(%)	21.4	20.9	7.0	0.8	2.8
株価収益率	(倍)		6.5	8.4	127.4	22.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,748	2,500	572	2,097	1,908
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	887	1,130	2,026	594	1,983
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	599	2,582	820	895	385
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	6,942	5,472	4,655	5,361	5,376
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	1,379 (396)	1,466 (465)	1,541 (515)	1,541 (340)	1,720 (342)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2 第63期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が非上場のため、記載しておりません。
 3 第63期の株価収益率は、上場廃止により株価が存在しないため記載しておりません。
 4 従業員数は、就業人員数を記載しております。
 なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員の臨時従業員及び派遣社員を含んでおります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (百万円)	24,244	26,591	23,319	14,682	17,331
経常利益又は経常損失 () (百万円)	3,254	3,809	1,231	595	11
当期純利益又は当期純 損失() (百万円)	2,016	2,659	792	251	80
資本金 (百万円)	3,855	3,965	3,976	3,976	3,976
発行済株式総数 (株)	127,101	134,557	135,241	135,241	135,241
純資産額 (百万円)	12,898	15,364	15,369	13,562	13,909
総資産額 (百万円)	25,982	25,248	24,409	22,340	24,107
1株当たり純資産額 (円)	101,491.85	114,199.88	113,657.15	111,360.91	107,861.78
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	6,000.00 (3,000.00)	4,500.00 (3,000.00)	2,000.00 (1,000.00)	2,000.00 (1,000.00)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失() (円)	16,824.21	20,180.94	5,889.69	1,866.58	661.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		19,514.92	5,811.61		655.98
自己資本比率 (%)	49.6	60.9	63.0	60.7	57.6
自己資本利益率 (%)	17.1	18.8	5.2		0.59
株価収益率 (倍)		8.0	12.5		115.7
配当性向 (%)		29.7	76.4		302.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	519 (115)	560 (262)	600 (292)	623 (180)	639 (143)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第63期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が非上場のため記載しておりません。
3 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4 第66期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。
5 第63期の株価収益率は、上場廃止により株価が存在しないため記載しておりません。
6 従業員数は、就業人員数を記載しております。
なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員の臨時従業員及び派遣社員を含んでおります。
7 第64期の1株当たり配当額6,000.00円は、記念配当(上場及び創立75周年)1,000.00円を含んでおります。

2 【沿革】

- 昭和7年11月 鬼頭美代志の個人経営として鬼頭製作所を大森（東京都大田区）に創業、チェーンブロック等の製造を開始。
- 昭和12年6月 合資会社に組織変更。
- 昭和14年4月 中野島（川崎市多摩区）に分工場を新設。
- 昭和19年7月 株式会社に組織変更。
鬼頭鉤鎖機器工業株式会社に商号変更。
- 昭和20年11月 本社工場を大森から中野島（川崎市多摩区）に移転。
株式会社鬼頭製作所に商号変更。
- 昭和22年10月 営業部門を分離し、鬼頭商事株式会社を設立。
- 昭和42年11月 株式会社大野製作所を吸収合併、大野シャッター株式会社（シャッター販売部門）を設立。
厚木工場（神奈川県厚木市）を新設。
- 昭和45年1月 キトーサービスエンジニアリング株式会社を設立。
11月 鬼頭商事株式会社及び大野シャッター株式会社を吸収合併。
株式会社キトーに商号変更。
- 昭和53年10月 キトーサービスエンジニアリング株式会社を吸収合併。
- 昭和55年10月 当社株式の店頭登録により株式を公開。
- 昭和57年5月 新本社工場を山梨県中巨摩郡（現所在地）へ移転するため建設に着工。
- 昭和58年12月 新本社工場が完成し、旧本社工場（中野島）及び厚木工場を全面移転。
- 平成2年1月 米国に現地法人KITO INC.（現・連結子会社）及びHarrington Hoists, Inc.（現・連結子会社）を設立。
- 平成5年1月 東京都渋谷区代々木に東京本社を新設。
カナダに現地法人KITO CANADA INC.（現・連結子会社）を設立。
- 平成7年5月 中国に合弁会社江陰凱澄起重機械有限公司（現・連結子会社）を設立。
- 平成8年4月 フィリピンに100%出資の子会社KITO PHILIPPINES, INC.（現・連結子会社）及びKITO PHILIPPINES, INC.の40%出資のKIMA REALTY, INC.（現・連結子会社）を設立。
- 平成9年8月 タイに合弁会社SIAM KITO CO., LTD.を設立。
- 平成10年7月 全事業所を対象としてISO9001を取得。
9月 関連会社川崎キトー製品サービス株式会社を連結子会社化。
- 平成13年2月 本社工場を対象としてISO14001を取得。
6月 KITO INC.の100%出資の子会社Har Ki, Inc.（商標権等管理会社）を設立（現・連結子会社）。
- 平成14年6月 中国に70%出資の子会社北京KITO-BLUESWORD物流系統集成有限公司を設立。
11月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を45%から65%とする。
- 平成15年1月 100%出資の子会社川崎キトー製品サービス株式会社を吸収合併。
3月 大阪府寝屋川市の西部支社用土地の売却、大阪府守口市に新事務所（西部支社）を開設。
8月 カーライル・グループ（注）が100%出資する特別目的会社カーライル・ジャパン・ホールディングス・スリー株式会社（以下「CJH3」という。）による当社株式の公開買付（TOB）成立。
10月 当社株式の店頭登録銘柄の登録取消。
「キトーレバブロック LX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2003年度「グッドデザイン賞」においてグッドデザイン特別賞（金賞）を受賞。
- 11月 当社株式とCJH3株式との株式交換成立。
12月 CJH3との合併、当社が存続会社となる。
- 平成16年3月 北京KITO-BLUESWORD物流系統集成有限公司の閉鎖。
3月 中国に100%出資の子会社上海凱道貿易有限公司（現・連結子会社）を設立。
4月 立体自動倉庫を中心とするシステム事業を株式会社ダイフクに譲渡。

- 平成17年 1月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を65%から80%とする。
- 5月 東京都渋谷区代々木の東京本社用土地の売却、東京都新宿区西新宿の東京オペラシティビル内に新事務所（東京本社）を開設。
江陰凱澄起重機械有限公司の工場を同市内（江蘇省江陰市）の工業団地に全面移転。
- 平成18年 5月 ドイツに100%出資の子会社Kito Europe GmbH（現・連結子会社）を設立。
- 12月 タイに当社49%出資の子会社SUKIT BUSINESS CO., LTD.（議決権所有割合82.77%）を設立。
同社が当社関連会社SIAM KITO CO., LTD.株式を取得し、両社ともに連結子会社とする。
- 平成19年 8月 東京証券取引所市場第一部へ上場。
- 平成20年 2月 SIAM KITO CO., LTD.の工場をバンコク市からチョンブリ県へ全面移転。
- 11月 「キトーチェーンブロック CX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2008年度「グッドデザイン賞」を受賞。
韓国に80%出資の子会社KITO KOREA CO., LTD.（現・連結子会社）を設立。
- 平成21年 2月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を80%から87%とする。
- 4月 「キトーレバブロック L5」が2008年度日本機械学会優秀製品賞を受賞。
- 6月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を87%から88.7%とする。
- 10月 KITO INC.の商号をKITO Americas, Inc.に変更。
- 平成22年 3月 KONECRANES PLCとの業務・資本提携契約を締結。
- 6月 100%出資の子会社キトーホイストサービス株式会社（現・連結子会社）を設立。同年10月MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）と資産譲渡契約を締結し、同社のホイスト事業を承継後、キトーホイストサービス株式会社にて事業を開始。
江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を88.7%から90%とする。
- 10月 Armseil MHE Pvt. Ltd.（インド）の全株式を譲受けし、完全子会社化（現・連結子会社）。
- 平成23年 3月 カーライル・グループ保有株の売却
KITO KOREA CO., LTD.の出資比率を80%から93.3%とする。
- 5月 東京本社を東京都新宿区西新宿の新宿NSビル内に移転。

(注)カーライル・グループとは、米国に本拠を置くプライベート・エクイティ・ファンドであり、グローバルに4つの投資分野（パイアウト、不動産、ベンチャー/グロース・キャピタル、レバレッジド・ファイナンス）において自己資金並びに外部投資家の出資により投資活動を展開しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社14社の計15社で構成されております。また、当社グループは、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本、北米、アジア及び欧州の4つを報告セグメントとしております。

当社グループの主な事業内容は、巻上機及びクレーン等の製造、販売であり、当社および連結子会社ごとに販売体制や取り扱い製品に若干の差はありますが、事業内容としては、すべてホイスト・クレーン事業を展開しており、すべての報告セグメントに共通であります。よって、以下、ホイスト・クレーン事業について、記載いたします。

当社グループは顧客のニーズに合致した事業を展開しており、製品としては「標準製品」「特殊製品」「その他」に区分されます。

(1) 当社グループの製品別の特徴

標準製品

顧客ニーズの最大公約数をとらえ規格化した製品であり、見込み生産品であります。巻上機及びクレーンともに使いやすさはもとより、安全性や生産性の向上を求める顧客の要望に高次元で応える機能を有しております。

特殊製品

顧客の荷役の内容や環境条件によって異なる様々なニーズをとらえ、オリジナル設計・製作をした製品であり、特殊な環境や複雑な条件においても安全性と作業効率向上を求める顧客の要望に柔軟に対応しております。

その他

購入後の製品を継続的に安心してご使用頂くため、部品の提供やメンテナンス等のアフターサービス等を行っております。

(2) 当社グループの販売体制

当社グループの販売は、一部の特殊製品等において、ユーザー顧客との直接取引を行っているものもありますが、主に販売代理店を通じて行っており、これら販売代理店に対して口銭や報奨金の支払いを行っております。

この販売代理店との長年に渡る協業体制の結果、当社グループは、日本国内において販売・サービス網を構築しており、様々な業種が当社グループ製品のユーザー顧客に含まれているものと認識しております。

(3) 当社グループの取り扱い製品

標準製品・特殊製品・その他を機能別に分類すると以下のとおりであります。

標準	特殊	その他	品 目	名 称	特 徴
			手動製品	手動チェーンブロック	人力でハンドチェーンを操作し、荷物を巻き上げ下げする製品で、限られたスペースでも荷物を簡単に移動できることから、主に土木建築現場等で使用されております。
				レバールック	荷締め・固定・位置合わせ作業に適した製品で、運輸・橋梁・建築・土木・林業等あらゆる業界で幅広く使用されております。
				手動トロリ	手動チェーンブロック及び電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
			電動製品	電気チェーンブロック	電動モータの回転により荷物を巻き上げ下げする製品で、主に工場設備として使用されておりますが、橋梁建設等屋外現場でも幅広く使用されております。
				電気トロリ	電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
				ロープホイスト	荷物を巻き上げ下げする媒体として、チェーンではなくワイヤロープを使用した製品です。
				クレーン	荷役運搬作業の効率向上、省スペース、省コストを実現する設備として使用されており、天井クレーン・ジブクレーン・橋形クレーン・その他周辺機器等の製品です。
				スリング	玉掛け作業や資材運搬作業等に使用するチェンスリング、繊維スリング等の製品です。
				バキューム	荷を傷めずにエアで吸着するバキューム式リフト製品及びバラサ製品です。
				その他	補修用部品販売、点検修理等のアフターサービス及び液晶製造装置の開閉装置（チャンパー）です。

(4) 報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称

当社グループにおける4つの報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称は以下のとおりであります。

日本

当社およびキトーホイストサービス株式会社

北米

Harrington Hoists, Inc.及びKITO CANADA INC.

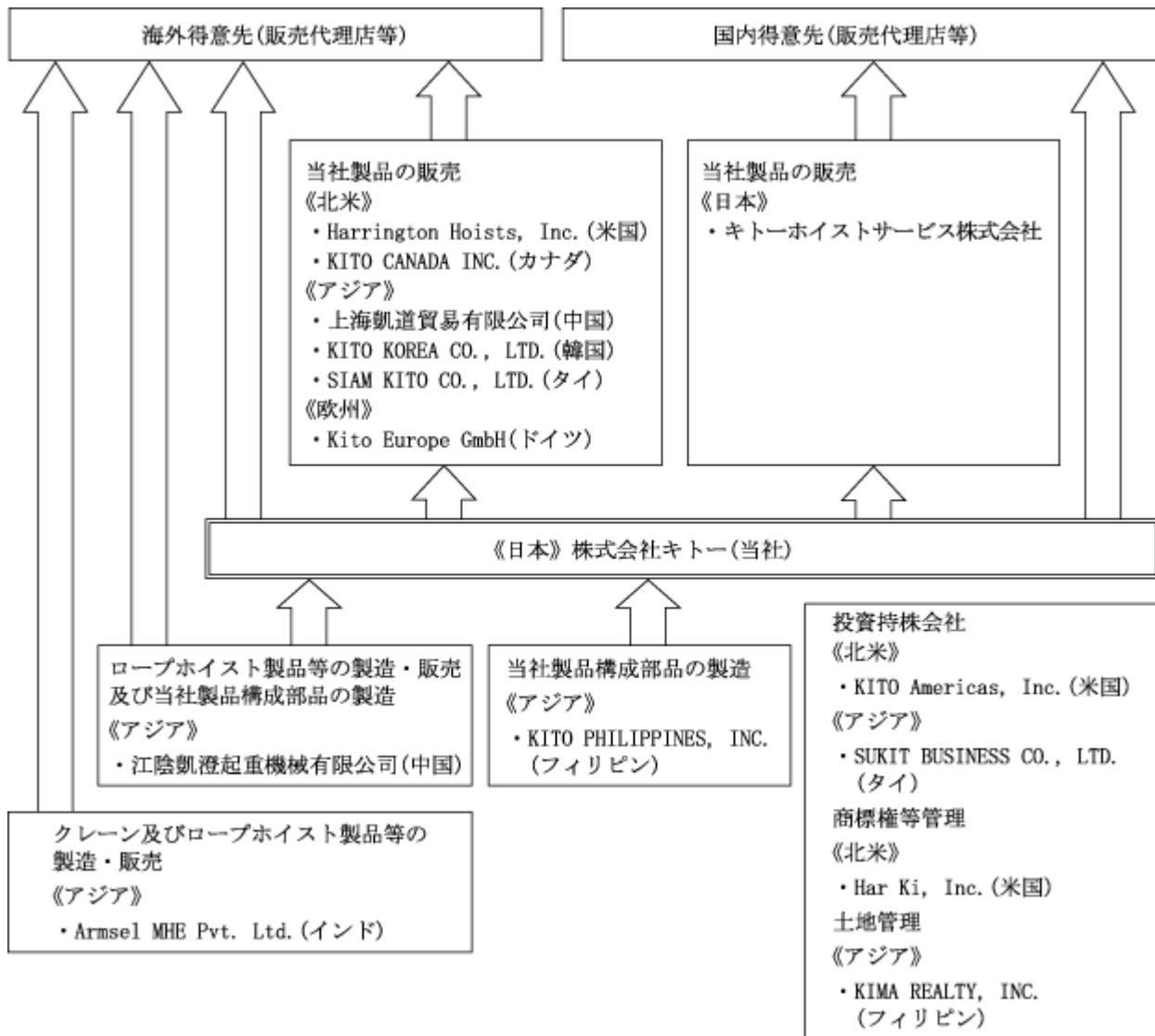
アジア

江陰凱澄起重機械有限公司、上海凱道貿易有限公司、SIAM KITO CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、Armsei MHE Pvt. Ltd.及びKITO PHILIPPINES, INC.

欧州

Kito Europe GmbH

(5) 事業系統図



(注) 子会社14社はすべて連結子会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
KITO Americas, Inc. (注) 1、4	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US\$ 10,000	Harrington Hoists, Inc.及び Har Ki, Inc.への投資持株会社	100.0	役員の兼任1名
Harrington Hoists, Inc. (注) 1、3、4	アメリカ合衆国 ペンシルバニア州	千US\$ 9,500	当社製品の製造・販売	100.0 (100.0)	役員の兼任2名
Har Ki, Inc. (注) 3、4	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US\$ 1	Harrington Hoists, Inc.製品の 商標権及び知的財産権の管理	100.0 (100.0)	
KITO CANADA INC.	カナダ国 ブリティッシュ コロンビア州	千C\$ 800	当社製品の製造・販売	100.0	役員の兼任2名
Kito Europe GmbH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ	千EUR 1,000	当社製品の販売	100.0	
KITO PHILIPPINES, INC. (注) 1	フィリピン共和国 ラグナ州	千US\$ 13,989	当社製品構成部品の製造	100.0	
KIMA REALTY, INC. (注) 2、3	フィリピン共和国 ラグナ州	千PHP 6,350	KITO PHILIPPINES, INC.に、土地 賃貸を行う土地管理業	40.0 (40.0)	
上海凱道貿易有限公司	中華人民共和国 上海市徐匯区	千US\$ 600	当社製品の販売	100.0	役員の兼任1名
江陰凱澄起重機械有限公司 (注) 1、4	中華人民共和国 江蘇省江陰市	千US\$ 23,000	ロープホイスト製品等の製造・販売 及び当社製品構成部品の製造	90.0	役員の兼任2名
SIAM KITO CO., LTD. (注) 3	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100,000	当社製品の製造・販売	65.7 (20.7)	役員の兼任1名
SUKIT BUSINESS CO., LTD.	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100	SIAM KITO CO., LTD.への投資持株 会社	82.8	役員の兼任1名
KITO KOREA CO., LTD.	大韓民国 京畿道城南市	千KRW 4,453,080	当社製品の製造・販売	93.3	
Armseil MHE Pvt. Ltd.	インド共和国 カルナタカ州	千INR 13,500	クレーン及びロープホイスト製品等 の製造・販売	100.0	
キトーホイストサービス 株式会社	東京都新宿区	千円 100,000	当社製品の販売	100.0	
(その他の関係会社)					
KONECRANES FINANCE CORPORATION (以下「KCF」) (注) 5、6	フィンランド共和国 ヒビンカ	千EUR 22,000	事業会社の資金調達	[23.1]	当社との間で業務・ 資本提携契約を締結 しております。
KONECRANES PLC (以下「KONECRANES」) (注) 3、5、6	フィンランド共和国 ヒビンカ	千EUR 30,000	クレーン及びクレーン 関連機器製造・販売	[23.1] (23.1)	当社との間で業務・ 資本提携契約を締結 しております。

(注) 1 特定子会社に該当しております。

2 持分は100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

3 議決権の所有[被所有]割合の()内は、間接所有割合及び間接被所有割合で内数であります。

4 売上高(連結相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

		KITO Americas, Inc.	江陰凱澄起重機械有限公司
売上高	(百万円)	6,355	6,517
経常利益	(百万円)	358	1,206
当期純利益	(百万円)	222	902
純資産額	(百万円)	2,801	3,633
総資産額	(百万円)	4,380	4,552

KITO Americas, Inc.は、Harrington Hoists, Inc.とHar Ki, Inc.を連結した金額であります。

5 KCFは、KONECRANESの100%子会社であります。

6 当社との間におきましては、重要な取引関係等はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	602 (139)
北米	153
アジア	892 (199)
欧州	24
全社(共通)	49 (4)
合計	1,720 (342)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。
 なお、臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。
 3 全社(共通)は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。
 4 前連結会計年度に比べ従業員数が179名増加しておりますが、主として平成22年10月にArmseI MHE Pvt. Ltd.の全株式を取得し、連結子会社になったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
639 (143)	41.7	15.4	5,290

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	590 (139)
全社(共通)	49 (4)
合計	639 (143)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。
 4 平均年間給与は、平成23年3月31日現在の表示(賞与及び基準外賃金を含む)となっております。
 5 全社(共通)は、主に総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、昭和43年に発足されたキトー労働組合があり、日本労働組合総連合会に加盟しております。平成23年3月31日現在の組合員数は527名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における経済情勢は、アジアを中心とした新興国経済の好調な成長、並びに米国経済の回復基調を背景に、企業収益の改善、設備投資需要の増加等、堅調な回復が見られたものの、日本国内においては、低調な個人消費やデフレの更なる進行等、景気の先行きが不透明な状況で推移いたしました。また、3月11日に発生した東日本大震災の影響は期末に近いこともあり限定的ではありましたが、今後の経済情勢に何らかの影響が出るものと想定されます。

このような環境の下、当社グループにおいては、日本は自動車や半導体等の一部業界向けの需要が増加したものの、建設・土木業向けには依然需要が低迷しており、売上高は前年同期に比べて若干の増加に留まりました。一方、米国は民間セクターを中心に全般的に需要が回復し、売上高は前期に比べて増加いたしました。また、中国を含むアジアにおいては、経済成長が顕著な状況が継続し、売上高は前期に比べて増加いたしました。

以上により、当連結会計年度の連結売上高は、28,095百万円（前期比17.4%増）となりました。利益につきましては、中国を中心としたアジア地域において、販売量の増加に加えて生産性向上により営業利益が前期に比べて69.8%増となったこと等により、連結営業利益1,119百万円（前期比155.8%増）、連結経常利益885百万円（前期比87.6%増）、連結当期純利益は423百万円（前期比245.2%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(日本)

売上高は17,373百万円と前期に比べて18.3%の増加となりましたが、専ら海外向けの売上高の増加によるものであり、日本国内向けの売上高は9,479百万円と前期に比べて6.3%の増加に留まりました。また、営業利益は862百万円（前期比572.7%増）となりました。

(北米)

公的資金による経済活性化策が民間の設備投資需要への波及効果として表れるなど全般的に製品出荷が増加し、売上高は前期に比べて、現地通貨ベースで米国で24.1%、カナダで17.6%の増加ながら、為替の影響もあり、日本円換算後の売上高は7,348百万円と14.6%増加となりました。また、営業利益は444百万円（前期比67.0%増）となりました。

(アジア)

中国を中心として経済成長が顕著な状況が継続しており、全般的な需要増加により売上高は9,084百万円と前期に比べて40.1%の増加となりました。一方で、営業利益は1,201百万円と前期に比べて69.8%の増加となりました。

(欧州)

経済情勢が依然として低調であったものの、主として在庫調整一巡による出荷増、並びにドイツを中心とした輸出産業等に対する需要増により、売上高は1,167百万円と前期に比べて27.3%増加し、営業利益43百万円（前期は11百万円の営業損失）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は5,376百万円となり、前連結会計年度末に比べて14百万円増加いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,908百万円と前年比189百万円の収入減となりました。これは、税金等調整前当期純利益が934百万円、売上債権の増加が975百万円、仕入債務の増加が1,811百万円となったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 1,983百万円と前年比1,389百万円の支出増となりました。これは、有形固定資産の取得による支出846百万円、事業譲受による支出317百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出615百万円があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは385百万円と前年比1,280百万円の収入増となりました。これは、短期借入金の返済による支出が1,733百万円、長期借入れによる収入が600百万円、社債の発行による収入が1,000百万円、自己株式の売却による収入493百万円があったこと等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
日 本	19,684	116.2
北 米		
ア ジ ア	9,085	148.1
欧 州		
合 計	28,769	124.7

(注) 上記の金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
日 本	11,600	107.8	970	127.2
北 米	7,620	119.5	607	104.2
ア ジ ア	8,242	144.0	316	166.3
欧 州	1,180	134.6	102	118.9
合 計	28,643	120.7	1,996	123.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
日 本	11,012	105.3
北 米	7,348	114.6
ア ジ ア	8,567	139.6
欧 州	1,166	127.2
合 計	28,095	117.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、『すべてのお客様に満足と感動を』という使命のもと、平成23年1月に新たに中期経営計画を策定し、『真のグローバルNo.1のホイストメーカー』となるべく、世界の競合相手との競争に耐え得る企業の体質と規模を追求することが必要であると認識しております。

平成24年3月期は新中期経営計画の初年度に当たり、グローバル市場での事業を一層強化してまいります。

各地域のビジネスが多様なかたちで拡大していく中で、核となるキトー理念をグループの共通理念となるよう末端までの浸透を図ると同時に、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成23年6月23日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 信頼されるモノづくり - 不適合品発生の真因追究と再発防止を徹底する習慣の定着

当社グループは、「品質の高い製品・サービスをお客様に提供することを経営の最重要課題とし、安全性が高く、使いやすく、お客様のニーズに合致し、環境に寄与するものを、厳しいコストの制約を乗り越えて実現する」ことを企業理念に謳っております。そのためにすべての社員が「お客様に満足と感動を」お届けするという念いを込めてモノづくりに関わることが重要であると認識しております。

また、発生してしまった不適合品に関しましては、その真因を追求し、同じ過ちを繰り返さないよう発生防止を徹底する習慣を定着させてまいります。

(2) ワイヤロープホイスト及びクレーンビジネスの強化

前期においては、当社グループにおける中国生産拠点において、新しいコンセプトで開発されたロープホイストの生産体制を整え、中国国内において先行発売いたしました。今後、本格的量産体制確立に向け取り組み、日本、アジア、北米を含む全世界に供給してまいります。

また、当社は、平成22年11月にMHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）からロープホイスト製造販売事業を承継し、当該事業に本格参入いたしました。今後、自社グループの製品と合わせて品揃えの充実を図ってまいります。

ロープホイスト販売の強化に伴い、クレーンシステムの需要も大幅に増加することが見込まれます。お客様にご満足いただけるトータルシステムを提供できるよう、当社グループのクレーンシステムの供給体制をより一層充実させてまいります。

(3) グローバルサプライチェーンの最適化のための拠点構想作成

当社グループでは、商品の需要地の構成に即したグローバルサプライチェーンを確立するため、現在の日本・中国に北米・アジアを加えた四極の生産体制を充実させ、各地のお客様へのデリバリーの向上、製造原価の低減及び利益率改善を実現するグローバル生産体制を構築することが必要であります。

そのため、平成24年3月期においては、将来の需要地構成を想定した上で、部品調達先、部品並びに製品の生産拠点を有機的に配置する拠点構想を策定してまいります。

(4) グローバル・ビジネスリーダーの育成強化と新グローバル管理手法の確立

当社グループでは、新中期経営計画を推進しグローバル市場での事業を一層強化するため、中核となるリーダーを育成するとともに、外部からの採用も合わせて、グローバル・ビジネスリーダーの充実を図ってまいります。

また、地域別の事業本部や配下の子会社の活動内容を適正に評価するため、企業理念を共有し、各組織にて共通管理指標による目標設定を行い、定期的にその達成状況をモニタリングする仕組みを導入し、運用してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因については以下のものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成23年6月23日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済情勢及び景気動向

当社グループ製品の需要は、設備投資等の経済情勢の変動により、大きな影響を受けることがあり、日本の景気動向だけではなく、特に、当社グループの売上規模が大きい北米、中国を含むアジア等の景気動向によって、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの販売体制等について

販売代理店との取引について

当社グループの販売は、一部の特殊製品等において、ユーザー顧客との直接取引を行っているものもありますが、主に販売代理店を通じて行っており、これら販売代理店に対して口銭や報奨金の支払いを行っております。

この販売代理店との長年に渡る協業体制の結果、当社グループは、日本国内において販売・サービス網を構築しており、様々な業種が当社グループ製品のユーザー顧客に含まれているものと認識しております。

当社グループは、販売代理店との間において、今後も友好的関係を構築・維持できるものと認識しておりますが、当社製品の販売は、販売代理店の営業活動に大きく依存しているため、販売代理店との関係悪化等により取引の継続が困難となった場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響が及ぶ可能性があります。なお、平成23年3月期において、当社グループの連結売上高の1割以上を販売している販売代理店はありません。

海外売上高の割合について

当期における海外の地域別売上高は以下のとおりであります。

(地域別売上高)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	7,342	8,952	1,212	1,108	18,615
連結売上高(百万円)					28,095
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.1	31.9	4.3	3.9	66.3

当期の当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は66.3%と約3分の2を占めております。とりわけ、北米地域及びアジア地域での販売の依存度が高く、それぞれ26.1%及び31.9%を占めております。なお、アジア地域における売上高の大半は中国市場におけるものであります。それらの地域における販売活動が低迷した場合、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) カントリーリスク等について

当社グループは、日本国内に加えて、北米、アジア、欧州等の諸外国での事業展開しております。海外の国・地域においては日本国内とは異なる経済的・社会的・政治的な要因等があります。

そのため、為替リスクのみならず、貿易摩擦等の経済に起因するリスク、文化や慣習の違いから生ずる労務問題や地域特有の疾病等といった社会的なリスク、戦争、テロといった国際政治に関わるリスク、加えて、商習慣の違いにより取引先との関係構築においても予想し得ないリスク等、予測不可能な事態が生じる可能性があります。

このようなリスクが顕在化した場合、製造工程での生産性低下、販売活動の中断等による影響が懸念され、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響をもたらす可能性があります。

(4) 競合について

当社グループは国内外を問わず、同業他社との厳しい競合環境の中にあり、同業他社による廉価販売又は新製品開発等の状況によっては、当社グループの競争力が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社グループのブランド力、販売価格、商品性等が競合他社と比較し、優位性を維持できない場合には、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の欠陥による影響について

当社グループは、ISO規格に準拠した品質管理基準に従って各種の製品を製造しております。

しかしながら、全ての製品について欠陥がなく、かつ品質不良等が全く発生しない保証はなく、将来的にリコール、苦情又はクレーム等が発生しないという保証もありません。

このような事態が発生した場合には、当社グループブランドに対する顧客の信頼が著しく低下する可能性があり、当社グループへの評価のみならず、業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、現在、製造物賠償責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできている保証はありません。また、引き続きこのような保険に許容できる条件で加入できるとも限りません。

大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥は、多額のコストや当社グループの評価に重大な影響を与え、それによる売上の低下、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 主要原材料及び部品等の調達による影響について

当社グループは、原材料及び購入部品等の多くを外部から購入し、適時、適量の確保を前提とした生産体制をとっております。

当社グループは調達リスク等の回避のため、複数社からの購入を基本としておりますが、一部に、一社からのみ購入する部品があるほか、一部の部品の加工等についても同様に特定の発注先に対して外注を行っております。

このため、当社製品の生産が急増した場合、これら部品の調達が不安定になり、不足等が発生する可能性があります。また、購入先や発注先の経営状態等にも影響を受ける可能性があります。

現状においては、これらの調達先以外から適時に代替品を入手することは難しく、このような事態が長期にわたった場合、当社グループの生産体制に悪影響を及ぼし、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

また、鋼材等の原材料市場において、需給バランスが崩れることによる原材料価格の高騰が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の生産拠点への集中、依存について

当社グループの主な生産設備は、山梨県又は海外の特定地域に集中しているため、万が一、当該地域で大規模な震災、水害又はその他の災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替環境等による影響について

当社グループの主要な生産拠点が日本である一方、近年海外での売上が増大しております。

当社グループには、海外子会社、外貨建ての売上や資産があるため、外国為替相場変動により、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。また、為替相場の変動は、仕入原材料の価格等に影響を与える可能性があります。

(9) 人材確保について

当社グループの発展、成長の糧である人材が適所において確保できない状況又は当社グループがこれまで培ってきた重要な技能・技術の伝承が中断してしまう状況等が顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(10) システム化について

当社グループは、製造・販売・その他の面において、業務合理化のため、業務の一部を電算化、システム化又はオートメーション化しており、情報端末、通信回線等にかかるシステム異常の発生等の重大な障害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制、業界自主規制、税制等による規制強化、規制緩和の影響について

当社グループは、日本国内のみならず、事業展開する各国において、事業の許認可、国家安全保障、独占禁止、通商、為替、租税、特許、環境等、様々な法的規制を受けております。

当社グループは、これらの法的規制の遵守に努めておりますが、将来これらの法的規制を当社グループが遵守できない場合、また、当社グループの営む各事業の継続に影響を及ぼすような法的規制が課せられる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権の保護について

当社グループは独自に開発した技術等を有しており、特許権等の取得等により、当該知的財産権の保護に努めております。また、特許を取得した場合、申請対象となる技術等が推定又は模倣される危険性があるため、特許権等の取得にはなじまない技術等があり、それらについては、別途、当該知的財産権の保護に努めております。

しかしながら、当社グループが当社グループの知的財産権を第三者によって不正使用され、当該第三者に対して訴訟を提起する場合、当社グループが不正使用したとして訴訟を提起される場合等、多額の費用を要する可能性もあります。

(13) 繰延税金資産にかかるリスクについて

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。

なお、政府で検討されている税制関連の法令改正がなされた場合、繰延税金資産の計算に一時的に影響を及ぼす可能性があります。これらの結果、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社キトー(当社)	三菱電機 F A 産業機器株式会社	日本	新形ロープホイスト	共同開発	平成18年1月5日から平成24年1月4日まで

- (注) 1 対価として、共同開発契約書に基づくロイヤリティを支払います。
2 契約期間満了前までに申し出がない場合は、1年間毎の自動更新となっており、有価証券報告書提出日現在自動更新しております。

(2) 業務・資本提携契約

会社名	相手方の名称	国名	契約内容
株式会社キトー(当社)	KONECRANES PLC	フィンランド	業務・資本提携

(3) 事業譲渡契約

当社は、平成22年10月18日開催の取締役会において、MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）との間で事業譲渡契約を締結し同社のホイスト事業を譲受けることについて決議を行い、平成22年10月20日付けで事業譲渡契約を締結しております。なお、事業の譲受けを行った日は平成22年11月1日であります。

その主な内容は、以下のとおりであります。

当社は、MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）における平成22年11月1日現在のホイスト事業に必要な資産（棚卸資産及び有形固定資産の一部）を譲受けました。

平成22年11月1日現在の債権・債務については、MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社）に全て帰属するものとし、当社には引継がないものいたしました。

当社は、当該譲受資産等の対価として、適正なる価額を支払いました。

その他必要な事項は、両者で協議のうえ決定いたしました。

(4) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び住友信託銀行株式会社（以下「貸付人」という。）との「コミットメントライン契約」

当社（以下、「借入人」という。）は、平成20年3月31日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「コミットメントライン契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び住友信託銀行株式会社
2. 貸付極度額	5,000百万円
3. 借入金額	本書提出日現在残高 百万円
4. 契約期間満了日	平成25年12月27日
5. 主な借入人の義務	<p>(1) 借入人の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告</p> <p>(2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない</p> <p>(3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない</p> <p>(4) 次の財務制限条項を遵守すること</p> <p>平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成22年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成23年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を平成22年3月期末日における貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業損益を損失としないこと。</p>

6 【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の方針

当社グループは、マテリアル・ハンドリングの分野において、お客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値とし、その目的達成のため、「品質」「価格」「顧客サービス」「革新」を追求し、研究開発活動においては、常に技術革新に努め、お客様に有益で、かつ独創的な製品の開発に精力的にチャレンジすることを方針としております。

(2) 主要課題

これまでに蓄積されたノウハウと新たに研究開発された新技術により、機能・性能の向上を図り、品質向上はもとより、先進技術の追求、環境負荷軽減を目指した製品開発と「真のグローバルNo.1のホイストメーカー」に相応しい技術開発力を備えるべく、研究開発に積極的に取り組んでおります。

(3) 研究開発体制

当社グループの研究開発体制は、開発部が主体となり、テーマ内容により組織横断的な体制が必要となる場合にはプロジェクト体制をとる等、状況に応じた効率的な研究開発体制をとっております。開発テーマには、要素研究テーマと製品開発テーマがありますが、要素研究テーマは会社の将来を担う重要なものであり、製品のコア技術となるものを製品開発に先立って進めております。

(4) 研究開発の主な成果

当連結会計年度の研究開発活動は、現行基幹製品の徹底したコストパフォーマンスの向上と、将来の事業拡大を考慮した基礎・応用研究から製品開発・モデルチェンジまでを進めております。主な成果としては、クリーンエネルギー分野に向けた製品として、風力発電設備のメンテナンス用電気チェーンブロック「ER2W形 電気チェーンブロック」の開発を行い、米国市場に発売いたしました。また、世界市場に向けた戦略商品として、新形ロープホイスト「HK形 ホイストシリーズ」の開発を継続して行い、中国市場に正式発売いたしました。

当連結会計年度における研究開発費の総額は700百万円であり、日本で640百万円、北米で2百万円、アジアで56百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における収益・費用の報告金額に与えるような見積り・予測を必要とします。結果としてこのような見積りと実績が異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において使用される重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

当連結会計年度の製品売上に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費率に基づき計上しております。

返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率により計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

繰延税金資産

繰延税金資産について、将来の課税所得及び継続的な税務計画をもって検討し、繰延税金資産の全部又は一部について将来回収可能性がないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上しております。

未払費用

未払費用に計上している売上割戻金について、当該期間に関わる費用を過去の一定期間の支払実績率により計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付費用及び債務は、数理計算上で想定される前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率及び年金資産の期待運用収益率等が含まれます。割引率は格付情報機関が発表する安全性の高い公社債の利率に基づいて決定しているほか、報酬水準の増加率及び従業員の平均勤務期間についてはこれまでの実績値に基づいて決定しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

固定資産の減損

地理的な配置及び事業性の有無等、資産の性質を基本単位とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個別単位に資産をグルーピングしております。

遊休資産については、帳簿価額に対し時価が著しく下落している場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(2) 財政状態の分析

資産

資産合計は28,151百万円と前連結会計年度末に対し2,450百万円増加いたしました。これは、受取手形及び売掛金の増加942百万円、仕掛品の増加401百万円、のれんの増加370百万円等によるものです。

負債

負債合計は12,445百万円と前連結会計年度末に対し2,530百万円増加いたしました。これは、支払手形及び買掛金の増加1,724百万円、短期借入金の減少976百万円、社債の増加700百万円、長期借入金の増加540百万円等によるものです。

純資産

純資産合計は15,706百万円と前連結会計年度末に対し79百万円減少いたしました。これは、自己株式の売却631百万円、為替換算調整勘定の減少762百万円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載のとおり、売上高は、28,095百万円（前期比17.4%増）、営業利益は1,119百万円（前期比155.8%増）、経常利益は885百万円（前期比87.6%増）、当期純利益は423百万円（前期比245.2%増）となりました。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループは、『真のグローバルNo.1のホイストメーカー』となるという目的のもと、平成24年3月期から平成28年3月期までの中期経営計画を策定いたしました。

骨子は以下のとおりであります。

平成28年3月期における業績目標

既存事業のオーガニック成長による売上高580億円に加え、積極的なM&Aを推進し、売上高1,000億円を目指します。

	平成23年3月期(実績)	平成28年3月期(目標)
連結売上高 (億円)	280	580
連結営業利益 (億円)	11	70
営業利益率 (%)	4.0	12.0

地域戦略

当面の成長牽引市場を北米・中国と位置づけ、サプライチェーンの現地化を推進するとともに、次期成長市場であるインド・タイ・インドネシア・ベトナムへの積極投資を進め、各市場におけるマーケットリーダーを目指します。

製品戦略

商品ラインの構成として、ワイヤーロープホイスト市場に本格的に参入し、既存製品の電気チェーンホイスト、手動チェーンホイストと合わせ総合ホイストメーカーを目指すとともに、新興国のボリュームゾーンを意識した品揃えの拡充を進めてまいります。また、クレーンシステムを拡充し、併せて、お客様の作業現場における生産性と安全性向上を支援するサービス事業の再構築を進めます。

生産戦略

商品の需要地の構成に即したグローバル生産体制を確立していきます。現在の日本・中国に北米・アジアを加えた四極の生産体制を充実させ、各地のお客様へのデリバリーの向上と製造原価の低減と利益率改善を実現するグローバルサプライチェーンを構築します。

経営管理

グローバルな企業体制への質的変革を促進するために、人材のグローバル化と効果的な経営管理の導入により、グローバルな企業としての生産性向上と経営品質の向上を目指します。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、1,908百万円と前年同期と比べ189百万円の収入減となりました。これは、税金等調整前当期純利益が934百万円、売上債権の増加が975百万円、仕入債務の増加が1,811百万円となったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、1,983百万円と前年同期と比べ1,389百万円の支出増となりました。これは、有形固定資産の取得による支出846百万円、事業譲受による支出317百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出615百万円があったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、385百万円と前年同期と比べ1,280百万円の収入増となりました。これは、短期借入金の返済による支出が1,733百万円、長期借入れによる収入が600百万円、社債の発行による収入が1,000百万円、自己株式の売却による収入493百万円があったこと等によるものです。

これらの活動の結果により、現金及び現金同等物の残高は、前年同期比14百万円増加の5,376百万円となりました。

資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、製品製造のための材料及び部品の購入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。営業費用の主なものは人件費及び広告費等のマーケティング費用であります。

研究開発費

当社グループの研究開発費は、販売費及び一般管理費の一部として計上されておりますが、研究開発部門に携わる人件費が主要な部分を占めております。

借入金

当社グループは、株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。

平成23年3月31日現在コミットメントライン契約による借入金残高はありません。

また、子会社の現地での借入金残高は282百万円であります。

財務政策

当社グループは、運転資金及び設備投資資金については借入金、社債及び自己資金で賄っております。また、資金需要の高い子会社については外部からの借入も利用しております。

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを中心に財務の健全性に気を配りつつ、外部からの借入金も活用し資金需要を賄っていく予定であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は1,303百万円であり、日本においては、主に生産設備の維持、新商品の開発を中心に519百万円の投資等を行いました。

アジアでは、主に中国市場での増産対応のための生産設備に735百万円の投資等を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社工場 (山梨県中巨摩郡昭和町)	日本	生産設備	1,017	1,234	983 (160,024)	131	3,365	399
	日本	その他の設備	54	3	15 (2,688)	36	110	46
東京本社 (東京都新宿区)	日本	販売設備	13		()	7	20	60
	日本	その他の設備			()			14

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」の合計であります。
4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

(2) 国内子会社

キトーホイストサービス株式会社(東京都新宿区)は、主要な設備はありません。

なお、従業員数は12名であります。

(3) 在外子会社

平成23年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
KITO PHILIPPINES, INC. (フィリピン共和国ラグナ州)	アジア	生産設備	76	80	()	2	160	56
KIMA REALTY, INC. (フィリピン共和国ラグナ州)	アジア	その他の 設備			97 (23,961)		97	
Harrington Hoists, Inc. (アメリカ合衆国 ペンシルバニア州)	北米	販売設備	199	35	40 (25,213)	27	303	128
KITO CANADA INC. (カナダ国 ブリティッシュコロンビア州)	北米	販売設備		5	()	5	11	25
上海凱道貿易有限公司 (中華人民共和国上海市徐匯区)	アジア	販売設備		5	()	3	8	29
江陰凱澄起重機械有限公司 (中華人民共和国江蘇省江陰市)	アジア	生産設備	775	640	()	138	1,554	546
Kito Europe GmbH (ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ)	欧州	販売設備	1	10	()	4	16	24
SIAM KITO CO., LTD. (タイ王国チョンブリ県)	アジア	販売設備	185	46	97 (17,031)	6	336	122
KITO KOREA CO., LTD. (大韓民国京畿道城南市)	アジア	販売設備			()	0	0	11
Armsei MHE Pvt. Ltd. (インド共和国カルナタカ州)	アジア	生産設備	46	30	110 (11,650)		187	128

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」の合計であります。
4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項は、ありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項は、ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	470,000
計	470,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	135,241	135,241	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用しておりま せん。
計	135,241	135,241		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

臨時株主総会の特別決議(平成16年3月4日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	386 (注)1・2・5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	772 (注)1・2・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 25,000 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年3月10日～ 平成26年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新 株予約権を相続できるものと する。 新株予約権の質入等の処分 は認めない。(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株 予約権を譲渡するときは、取締 役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、2 株であります。
2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者の 1 個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により新株予約権の行使に係る払込金額を調整するものとする(1 円未満の端数は切り上げる)。なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が新たに新株予約権を発行した場合において、当該新株予約権の行使により発行される新株 1 株当たりの発行価額が時価を下回る場合には、次の算式を合理的に読み替えて新株予約権の行使にかかる払込金額を調整するものとする(1 円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成18年11月29日付で「新株予約権の行使の条件」が変更されております。

- 5 下記期日をもってストック・オプションが行使されております。

1) 平成18年12月22日付	
新株予約権行使数	480個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式960株
2) 平成19年1月12日付	
新株予約権行使数	2,120個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式4,240株
3) 平成19年7月2日付	
新株予約権行使数	2,946個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式5,892株
4) 平成20年3月25日付	
新株予約権行使数	240個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式480株
5) 平成21年3月25日付	
新株予約権行使数	240個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式480株
6) 平成23年3月14日付	
新株予約権行使数	240個
新株予約権行使により付与した自己株式の種類及び数	普通株式480株

第4回新株予約権

臨時株主総会の特別決議(平成17年3月11日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	312 (注)1・2・5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	624 (注)1・2・5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 55,000 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年3月11日～ 平成26年3月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする 新株予約権の質入等の処分は認めない。(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。

- 2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者の1個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により新株予約権の行使に係る払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が新たに新株予約権を発行した場合において、当該新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの発行価額が時価を下回る場合には、次の算式を合理的に読み替えて新株予約権の行使にかかる払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成18年11月29日付で「新株予約権の行使の条件」が変更されております。

- 5 下記期日をもってストック・オプションが行使されております。

平成19年9月25日付

新株予約権行使数	100個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式200株

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

定時株主総会の特別決議及び取締役会決議(平成21年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	500 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 107,348 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月25日～ 平成31年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,348 資本組入額 53,674	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日、以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもってストック・オプションが放棄されております。

平成23年3月31日付

新株予約権放棄数	100個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式100株

第6回新株予約権

定時株主総会の特別決議及び取締役会決議(平成21年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	88 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 107,348 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月25日～ 平成26年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,348 資本組入額 53,674	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社との間で当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」若しくは社外協力に関する契約と同一又は類似する契約を締結する等して当該会社の社外協力者となった場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」又は社外協力に関する契約のいずれかに新株予約権者が違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもってストック・オプションが行使または放棄されております。

(1)平成22年6月30日	
新株予約権放棄数	35個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式35株
(2)平成22年9月24日付	
新株予約権行使数	27個
新株予約権行使により付与した自己株式の種類及び数	普通株式27株
(3)平成23年3月31日	
新株予約権放棄数	27個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式27株

第7回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成21年6月24日)及び取締役会決議(平成22年5月25日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	600 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 120,835 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月26日～ 平成32年5月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120,835 資本組入額 60,418	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成22年5月26日、以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合（但し、定年退職による場合を除く。）並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

第8回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成22年6月24日)及び取締役会決議(平成22年9月28日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	200 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 88,519 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年9月29日～ 平成32年9月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88,519 資本組入額 44,260	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成22年9月29日、以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を助案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を助案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を助案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

第9回新株予約権

定時株主総会の特別決議(平成22年6月24日)及び取締役会決議(平成23年5月26日)		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)		700 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		700 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)		1株当たり 78,189 (注)2
新株予約権の行使期間		平成25年5月27日～ 平成33年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 78,189 資本組入額 39,095
新株予約権の行使の条件		新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項		(注)4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成23年5月27日、以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を助案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を助案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を助案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年12月22日 (注) 1	960	118,863	12	3,752	12	4,975
平成19年 1月12日 (注) 2	8,238	127,101	102	3,855	102	5,078
平成19年 7月 2日 (注) 3	5,892	132,993	73	3,929	73	5,152
平成19年 9月25日 (注) 4	880	133,873	24	3,953	24	5,176
平成20年 3月25日 (注) 5	480	134,353	6	3,959	6	5,182
平成20年 3月31日 (注) 6	204	134,557	5	3,965	5	5,188
平成21年 3月25日 (注) 7	480	135,037	6	3,971	6	5,194
平成21年 3月31日 (注) 8	204	135,241	5	3,976	5	5,199

(注) 1 平成18年12月22日付で、第1回新株予約権によるストック・オプションが行使されております。

新株予約権行使数 480個
新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式960株
新株の発行価格 1株につき25,000円
資本組入額 1株につき12,500円

2 平成19年 1月12日付で、第1回新株予約権及び第2回新株予約権によるストック・オプションが行使されております。

第1回新株予約権によるストック・オプション行使

新株予約権行使数 2,120個
新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式4,240株
新株の発行価格 1株につき25,000円
資本組入額 1株につき12,500円

第2回新株予約権によるストック・オプション行使

新株予約権行使数 1,999個
新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式3,998株
新株の発行価格 1株につき25,000円
資本組入額 1株につき12,500円

3 平成19年 7月 2日付で、第1回新株予約権によるストック・オプションが行使されております。

新株予約権行使数 2,946個
新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式5,892株
新株の発行価格 1株につき25,000円
資本組入額 1株につき12,500円

- 4 平成19年9月25日付で、第3回新株予約権及び第4回新株予約権によるストック・オプションが行使されております。
- 第3回新株予約権によるストック・オプション行使
 新株予約権行使数 340個
 新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式680株
 新株の発行価格 1株につき55,000円
 資本組入額 1株につき27,500円
- 第4回新株予約権によるストック・オプション行使
 新株予約権行使数 100個
 新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式200株
 新株の発行価格 1株につき55,000円
 資本組入額 1株につき27,500円
- 5 平成20年3月25日付で、第1回新株予約権によるストック・オプションが行使されております。
- 新株予約権行使数 240個
 新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式480株
 新株の発行価格 1株につき25,000円
 資本組入額 1株につき12,500円
- 6 平成20年3月31日付で、第3回新株予約権によるストック・オプションが行使されております。
- 新株予約権行使数 102個
 新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式204株
 新株の発行価格 1株につき55,000円
 資本組入額 1株につき27,500円
- 7 平成21年3月25日付で、第1回新株予約権によるストック・オプションが行使されております。
- 新株予約権行使数 240個
 新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式480株
 新株の発行価格 1株につき25,000円
 資本組入額 1株につき12,500円
- 8 平成21年3月31日付で、第3回新株予約権によるストック・オプションが行使されております。
- 新株予約権行使数 102個
 新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式204株
 新株の発行価格 1株につき55,000円
 資本組入額 1株につき27,500円

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数 (人)	1	30	22	159	56	6	9,017	9,291
所有株式数 (株)	4	19,731	1,837	4,938	45,828	127	62,776	135,241
所有株式数 の割合(%)	0.00	14.59	1.36	3.65	33.89	0.09	46.42	100.00

(注) 自己株式6,523株は、「個人その他」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
CBLDN KONECRANES FINANCE OY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	CITICROUP CENTRE 33 CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB UNITED KINGDOM (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	29,750	22.00
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,575	4.12
CREDIT SUISSE SECURITIES(USA) LLC-SPCL. FOR EXCL. BENE (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	ELEVEN MADISON AVE. NEW YORK NY 10010 USA	4,142	3.06
鬼頭 芳雄	山梨県甲府市	4,009	2.96
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U. K (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	3,491	2.58
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	3,352	2.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	2,355	1.74
キトー オーナシップ 持株会	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地 株式会社キトー内	2,283	1.69
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	2,000	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,812	1.34
計		58,769	43.45

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本スタートラスト信託銀行株式会社 2,333株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,464株

2 上記のほか当社所有の自己株式6,523株(4.82%)があります。

3 当事業年度において、当社は、資金調達を目的とした自己株式の処分及び株式分布状況の改善や株式流動性の向上のため、カーライル・グループによる当社株式の売出しを実施いたしました。なお、これに伴い同グループは、当社普通株式の東京証券取引所への上場以来、主要株主として当社普通株式を保有していましたが、その全株を売却し主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,523		
完全議決権株式(その他)	普通株式 128,718	128,718	
単元未満株式			
発行済株式総数	135,241		
総株主の議決権		128,718	

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	6,523		6,523	4.82
計		6,523		6,523	4.82

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。
当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成16年3月4日臨時株主総会決議)

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき、当社の取締役2名に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年3月4日開催の臨時株主総会において決議されたものであります。

第1回新株予約権	
決議年月日	平成16年3月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成17年3月11日臨時株主総会決議)

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき、当社の子会社の取締役1名に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年3月11日開催の臨時株主総会において決議されたものであります。

第4回新株予約権	
決議年月日	平成17年3月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の子会社の取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成21年6月24日定時株主総会及び取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第5回新株予約権	
決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	当社取締役 200 当社執行役員 400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年6月25日～平成31年6月24日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日、以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値又は割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(平成21年6月24日定時株主総会及び取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の社外協力者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第6回新株予約権	
決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者(コンサルタント会社) 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	177 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年6月25日～平成26年6月24日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成21年6月25日。以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値又は割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社との間で当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」若しくは社外協力に関する契約と同一又は類似する契約を締結する等して当該会社の社外協力者となった場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」又は社外協力に関する契約のいずれかに新株予約権者が違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(平成21年6月24日定時株主総会及び平成22年5月25日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成22年5月25日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第7回新株予約権	
決議年月日	平成22年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社執行役員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	当社取締役 300 当社執行役員 300 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年5月26日～平成32年5月25日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成22年5月26日、以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値又は割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(平成22年6月24日定時株主総会及び平成22年9月28日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月24日開催の定時株主総会及び平成22年9月28日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第8回新株予約権	
決議年月日	平成22年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	当社執行役員 200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年9月29日～平成32年9月28日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成22年9月29日、以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値又は割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(平成22年6月24日定時株主総会及び平成23年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月24日開催の定時株主総会及び平成23年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第9回新株予約権	
決議年月日	平成23年5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	当社執行役員 700 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成25年5月27日～平成33年5月26日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成23年5月27日。以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値又は割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(平成23年6月22日定時株主総会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成23年6月22日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員(人数は未定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,000株を上限とする。 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定 (注)2
新株予約権の行使期間	付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値又は割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のうち、いずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	6,507	585		
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (ストック・オプションの行使に対する付与)	507	45		
保有自己株式数	6,523		6,523	

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保資金の充実を図ることが重要であると考えております。

この方針に従って、剰余金の配当は連結での配当性向20%以上を目処として、連結業績や財務状況を総合的に勘案の上決定し、配当水準の向上に努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、期初の計画に従い、中間期末配当1株当たり1千円に、期末配当1株当たり1千円を加えた年間2千円(連結配当性向57.6%)としております。

今後当社グループといたしましては、内部留保資金を活用しながら財務体質の一層の強化と世界的視野に立った事業展開を推進し、引き続き業績の拡大に邁進する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年11月11日 取締役会決議	121	1,000.00
平成23年6月22日 定時株主総会決議	128	1,000.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)		388,000	224,000	128,000	120,900
最低(円)		150,000	66,900	73,500	56,000

- (注) 1 第63期については、平成15年10月28日をもって店頭登録銘柄の登録取消しにより、株価の記載はありません。
- 2 第64期・第65期・第66期・第67期の最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、当社は、平成19年8月9日をもって同取引所に株式を上場いたしました。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	75,000	75,000	85,800	83,500	110,300	87,000
最低(円)	71,900	71,000	72,000	75,600	77,700	56,000

- (注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		鬼頭芳雄	昭和38年6月4日	昭和63年11月 当社入社 平成4年6月 取締役 平成10年6月 常務取締役 平成11年4月 専務取締役 平成12年7月 専務執行役員 平成17年4月 代表取締役副社長 副社長(執行役員) 平成18年1月 代表取締役社長(現任) 社長(執行役員)(現任) (他の法人等の代表状況) 平成18年1月 江陰凱澄起重機械有限公司董事長(現任) 平成18年7月 KITO CANADA INC.Chairman(現任) 平成23年5月 KITO INC.(現 KITO Americas, Inc.) Chairman(現任)	(注)3	4,009
専務取締役	経営管理本部管掌 兼 経営管理本部長 兼 中国事業・市場戦略室管掌	野村 博	昭和23年1月18日	昭和44年3月 当社入社 平成12年7月 執行役員 平成17年4月 常務執行役員 平成18年6月 専務取締役 専務執行役員 企画本部長 平成20年4月 専務取締役 専務執行役員 営業統括 平成22年4月 専務取締役 専務執行役員 市場戦略統括 6月 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 兼 市場戦略統括 平成23年4月 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部管掌 兼 経営管理本部長 兼 中国事業・市場戦略室管掌(現任) (他の法人等の代表状況) 平成16年4月 江陰凱澄起重機械有限公司董事(現任) 平成19年11月 上海凱道貿易有限公司董事長(現任)	(注)3	240
常務取締役	グローバル 生産・品質 保証・技術 開発本部 管掌 兼 技術開発 本部長	讓原経男	昭和32年12月26日	昭和55年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員 技術開発副本部長 平成21年4月 執行役員 技術開発本部長 平成21年10月 執行役員 技術開発本部長 兼 製造副本部長 平成22年4月 執行役員 技術開発本部長 兼 製造本部長 平成22年6月 取締役 執行役員 技術開発本部長 兼 製造本部長 平成23年4月 常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証・技術開発本部管掌 兼 技術開発本部長(現任)	(注)3	52
常務取締役	アジア・ EMEA事業 管掌	伊藤 祝	昭和37年8月13日	昭和62年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成17年10月 株式会社学生援護会(現 株式会社インテリジェンス) 入社 平成18年4月 同社 執行役員 管理本部長 平成19年4月 株式会社インテリジェンス 執行役員 経営戦略本部長 平成20年9月 当社入社 平成21年4月 執行役員 経営管理副本部長 平成22年2月 執行役員 海外事業本部長 平成22年6月 取締役 執行役員 海外事業本部長 平成23年4月 常務取締役 常務執行役員 アジア・EMEA事業管掌(現任) (他の法人等の代表状況) 平成22年8月 SIAM KITO CO., LTD. Chairman(現任)	(注)3	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)	
取締役		山田和広	昭和38年3月28日	昭和60年4月 平成11年4月 平成13年2月 平成15年11月 平成17年1月	株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 大和証券S Bキャピタルマーケッツ株式会社(現 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社)に outward カーライル・ジャパン・エルエルシーディレクター 当社取締役(現任) カーライル・ジャパン・エルエルシーマネージングディレクター(現任)	(注)3		
取締役		淡輪敬三	昭和27年9月19日	昭和53年4月 昭和62年7月 平成5年7月 平成9年7月 平成19年2月 平成22年6月	日本鋼管株式会社入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 同社 パートナー ワトソンワイアット株式会社(現 タワーズワトソン株式会社) 代表取締役社長 当社取締役(現任) タワーズワトソン株式会社 代表取締役就任(現任)	(注)3	85	
取締役		松島克守	昭和20年7月17日	昭和46年4月 昭和48年4月 昭和57年8月 平成9年2月 平成11年8月 平成20年6月 平成22年6月	石川島播磨重工業株式会社入社 東京大学工学部助手 日本IBM株式会社入社 ブライスウォーターハウスコンサルタント株式会社(現 ブライスウォーターハウスクーパース株式会社) 常務取締役 東京大学大学院工学系研究科教授 東京大学名誉教授(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	35	
常勤監査役		佐藤 登	昭和24年3月13日	昭和42年3月 平成6年7月 平成8年4月 平成9年5月 平成21年4月 平成23年4月 平成23年6月	当社入社 ホイスト機器製造企画部長 経理部長 総務部長 人事総務部長 経営管理本部部長 当社常勤監査役(現任)	(注)4	70	
監査役		安永雅俊	昭和27年4月14日	昭和59年4月 昭和63年8月 平成2年5月 平成3年8月 平成3年10月 平成6年12月 平成7年1月 平成19年2月	弁護士登録 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)入所 イリノイ大学留学、卒業後弁護士事務所研修開始 ニューヨーク州弁護士資格取得 米国研修終了 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)復帰 畠澤 若井 法律事務所(現 畠澤 若井 安永法律事務所)入所 同社 パートナー(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	28	
監査役		濱田清仁	昭和32年11月30日	昭和60年10月 平成1年4月 平成9年2月 平成10年2月 平成10年4月 平成19年6月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)退所 税理士登録 よつば総合会計事務所開設 パートナー就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	8	
計								4,528

- (注) 1 取締役 山田和広、淡輪敬三及び松島克守の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役 安永雅俊及び濱田清仁の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成22年6月から平成24年6月の定時株主総会までであります。
4 監査役の任期は、平成23年6月から平成27年6月の定時株主総会までであります。
5 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は次の17名であります。

地位	氏名	担当
社長	鬼頭 芳雄	
専務執行役員	野村 博	経営管理本部管掌 兼 経営管理本部長 兼 中国事業・市場戦略管掌
常務執行役員	譲原 経男	グローバル生産・品質保証・技術 開発本部管掌 兼 技術開発本部長
常務執行役員	伊藤 祝	アジア・EMEA事業管掌
常務執行役員	Edward W. Hunter	米州事業管掌 兼 KITO Americas, Inc. President 兼 米州事業本部長 兼 Harrington Hoists, Inc. President & CEO
執行役員	遅澤 茂樹	経営企画室長
執行役員	黄 瓏琳	中国事業担当 兼 江陰凱澄起重機械有限公司 総経理
執行役員	宇川 維亜	中国事業担当 兼 江陰凱澄起重機械有限公司 副総経理
執行役員	平沼 優	市場戦略担当
執行役員	橋本 勉	市場戦略担当
執行役員	鈴木 透	米州事業本部副本部長
執行役員	堀内 守	アジア事業本部長
執行役員	山田 浩	EMEA事業本部長
執行役員	河野 俊雄	国内営業本部長 兼 グローバルソリューション 本部長 兼 キトーホイストサービス株式 会社 代表取締役社長
執行役員	望月 敏文	技術開発本部副本部長
執行役員	遠藤 徹	山梨製造本部長
執行役員	杉野 秀朗	調達本部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

お客様に、満足と感動を提供することを当社の存在価値と認識し、法令遵守に基づくキトー・コンプライアンス・マニュアル（企業倫理規範）を企業倫理の基本として、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意志を決定することによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

その上で、コーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会の改革、監査役の監査機能の強化、適時開示体制の強化等に取り組んでおります。

会社機関の内容

イ 取締役会は、有価証券報告書提出日現在取締役7名（うち3名は社外取締役）で構成され、当社の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。また、当社は、意思決定・監督機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図るため、執行役員制度（執行役員17名、うち、取締役兼務者4名）を導入しており、取締役会は社長以下の執行役員を選任し、各執行役員の業務執行を監督しております。

ロ 当社は監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で監査役会を構成しております。各監査役は、監査役会で決定された監査役計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や執行役員会等の重要な会議への出席により、取締役の職務執行に関して厳正な監督・監査を行っております。

また、社外監査役2名のうち1名は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

内部統制システムの整備状況

当社の内部統制に関する体制等の概要は、次のとおりであります。

イ 取締役会

取締役会は、原則月1回開催するほか、重要な決定事項等が生じた場合は必要に応じ臨時取締役会を開催しており、迅速かつ的確な経営判断が実施できる体制となっております。

当社取締役会は、当社グループの最高意思決定機関と位置づけられており、グループにかかる重要な意思決定は当社取締役会を通じて行うこととなっており、グループ全体の統制を図っております。

また、四半期ごとに代表取締役は具体的な職務執行状況について報告を行っております。

ロ 監査役監査及び監査役と内部監査部門の連携状況

監査役会は、有価証券報告書提出日現在監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）で構成され、従来以上に外部の視点を取り入れることによって、取締役の職務執行に対して、より厳正な監査を行っています。

監査役は、取締役会及び執行役員会等その他重要な社内会議に出席し意見を述べる他、内部監査室及び会計監査人と連携を図ることによる情報収集、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行う等、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

また、効率的な監査、高水準の監査を遂行するため、定例監査役会を開催し、策定した監査役監査計画、監査の実施状況、監査結果等を検証しております。

更に、監査役は、ISO規格による環境及び品質に関する委員会の当社が資格付与した内部監査員による内部監査結果についても、それぞれの委員会から報告を受けております。

八 執行役員会

執行役員会は、重要事項を詳細に審議し、各本部業務の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、社長以下執行役員により、毎月取締役会開催前に開催しております。

また、各執行役員は「職務分掌・権限規則」及び「決裁権限規則」にて定められた職務分掌及び権限に従い、業務執行を行っております。

二 内部監査の状況

代表取締役社長直轄の専従組織として、内部監査室を設置し、マネージャー以下3名の体制で当社及び関係会社の経営に関する各種執行活動の各種基準等への準拠性及び業務の執行管理全般に関する内部監査を行い、当社並びに関係会社の業務の改善・経営の効率化を図っております。

内部監査担当者は、年間の計画に基づき監査を実施し、改善要求に対する被監査部門の取組状況の確認を行っております。

ホ 会計監査の状況

会計監査については、あらた監査法人と契約を締結し、会計監査を受けております。平成23年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士は、齋藤剛氏及び田邊晴康氏の両氏であり、あらた監査法人に所属しております。

また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他11名であります。また、会計監査人、監査役及び内部監査室の間では、それぞれが行う監査結果の情報共有を積極的に行っております。

へ 顧問弁護士等専門家による助言・指導

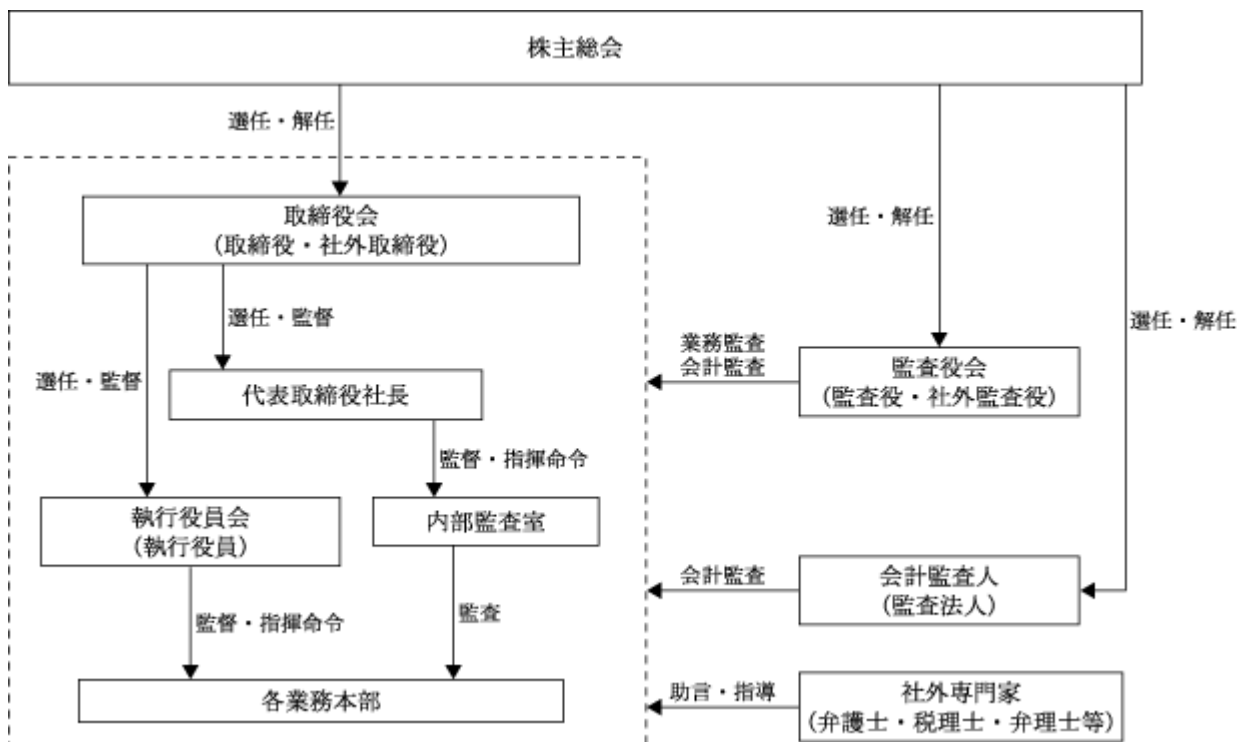
顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。その他、税務関連業務や知的財産関連業務に関しましても、外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

ト 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係、社外取締役・社外監査役の機能・役割(社外取締役・社外監査役の独立性に関する考え方)、社外取締役・社外監査役の選任状況についての考え方

- ・ 社外取締役及び社外監査役個人と当社との取引はございません。
- ・ 社外取締役及び社外監査役の当社所有株式数は、当報告書の「5 役員の状況」に記載しているため、省略しております。
- ・ 社外取締役淡輪敬三氏が代表取締役社長を兼務しているタワーズワトソン株式会社と当社の間で、同社が提供するデータの購入がありますが、同社との取引はいわゆる第三者のために行っている取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

- ・ 国際公認投資アナリスト、経営コンサルタント及び学識経験者である社外取締役が経営者の見地から、当社の業務執行を監視しています。
また、会計・法務等専門の見地を有する社外監査役が業務監査を行うことにより、業務の適正を確保しております。
なお、社外監査役の内1名は、当社社外監査役として約4年間の実績を有しており、かつ弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立役員として選定しております。
- ・ 当社は、社外取締役・社外監査役について、経歴、人柄、能力、年齢等を総合的に判断して、適任者をその都度決定しております。

当社は、国際公認投資アナリストや経営コンサルタントとして製造業界を始め各種業界について精通している社外取締役が経営者の見地から当社の業務執行を監視し、また、会計・法務等専門の見地を有する社外監査役及び当社出身の常勤監査役が内部監査部門である監査室等と連携して監査を行うことにより業務の適正を確保していると考えているため、当社のコーポレート・ガバナンス体制として、次の概要図の体制を採用しております。



リスク管理体制の整備の状況

製造会社にとって潜在的に大きなリスク要因となりうる環境・品質・安全等の分野においては、社内にISO規格及び労働安全衛生法に定められたそれぞれの委員会を運営しております。環境と品質については、それぞれの委員会の指定する社員がISO監査員となり、定期的に監査を実施しており、安全については、毎月1回以上の委員による安全巡視を行っております。環境と品質の監査結果については、監査役にも報告しております。

当社役員報酬

平成23年3月期における当社の取締役及び監査役に支払った報酬等の額は次のとおりです。

役員報酬

区分	支払人員数	報酬等の種別	金額(百万円)
取締役 (社外取締役を除く。)	7名	基本報酬	41
		賞与	34
		ストック・オプション	8
		退職慰労引当金繰入額	20
		合計	104
監査役 (社外監査役を除く。)	1名	基本報酬	9
		賞与	
		ストック・オプション	
		退職慰労引当金繰入額	1
		合計	10
社外役員	4名	基本報酬	25
		賞与	
		ストック・オプション	
		退職慰労引当金繰入額	0
		合計	26
総計	12名	基本報酬	75
		賞与	34
		ストック・オプション	8
		退職慰労引当金繰入額	22
		総額	141

- (注) 1 取締役報酬年額300百万円(うち社外取締役30百万円)以内、監査役報酬年額80百万円以内(平成19年6月26日開催の定時株主総会において決議されました。)
- 2 平成23年3月31日現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。取締役の支給人員には、平成22年6月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した4名の取締役のうち無報酬の取締役1名を除く3名を含んでおります。
- 3 上記のほか、平成22年6月24日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
- ・退任取締役 3名 14百万円
- なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において報酬等の額に含めた役員退職慰労金引当金繰入額が含まれております。
- 4 社内取締役の役員報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 5 社外取締役を除く取締役報酬については、役位別に定額報酬部分と業績連動部分から構成されており、役位別には異なります。業績連動部分については、担当本部の業績・成果また当社業績への寄与度等を総合的に勘案し、社長および社外取締役が評価し、取締役会で審議決定しております。
- また、社長に対する評価に関しては、社外取締役が評価し、取締役会で審議決定しております。
- 社外取締役報酬については、就任・改訂時、取締役会にて審議決定しております。
- 監査役報酬については、監査役会にて審議決定しております。
- 6 役員ごとの報酬等の総額につきましては、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	0	0			
非上場株式以外の株式	32	29			6

取締役、監査役の責任免除

当社では、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を同法第425条及び第426条に規定する限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、社外取締役及び社外監査役として広く人材の登用を可能にするため、同法第427条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条の行為による賠償責任に関し、同法第427条に規定する金額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、現在係る契約は締結しておりません。

なお、本件については、平成16年6月25日開催の定時株主総会において定款の一部変更に係る決議を行っております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするために、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社は、継続的・安定的な利益還元を行うために、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	52		52	3
連結子会社				
計	52		52	3

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社12社のうち11社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当社の連結子会社14社のうち12社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、自己株式の処分に係るコンフォートレターの作成業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数・当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,361	5,393
受取手形及び売掛金	4,568	5,510
商品及び製品	4,295	4,495
仕掛品	858	1,259
原材料及び貯蔵品	493	655
繰延税金資産	560	316
その他	544	782
貸倒引当金	31	44
流動資産合計	16,652	18,369
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,970	8,109
減価償却累計額	5,522	5,665
建物及び構築物(純額)	2,448	2,443
機械装置及び運搬具	12,278	12,368
減価償却累計額	9,913	10,270
機械装置及び運搬具(純額)	2,364	2,097
土地	1,693	1,785
建設仮勘定	211	224
その他	5,474	5,507
減価償却累計額	5,169	5,259
その他(純額)	305	248
有形固定資産合計	7,024	6,799
無形固定資産		
のれん	461	831
ソフトウェア	198	210
その他	4	4
無形固定資産合計	665	1,047
投資その他の資産		
投資有価証券	32	29
繰延税金資産	685	1,157
その他	627	721
投資その他の資産合計	1,345	1,908
固定資産合計	9,034	9,755
繰延資産		
社債発行費	13	27
繰延資産合計	13	27
資産合計	25,700	28,151

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,385	5,109
短期借入金	1,257	281
1年内償還予定の社債	300	300
1年内返済予定の長期借入金	-	120
未払費用	910	1,103
未払法人税等	137	158
賞与引当金	214	225
役員賞与引当金	13	34
製品保証引当金	63	54
返品調整引当金	16	19
その他	618	762
流動負債合計	6,916	8,169
固定負債		
社債	900	1,600
長期借入金	-	420
退職給付引当金	1,954	2,032
役員退職慰労引当金	122	125
繰延税金負債	-	70
その他	21	26
固定負債合計	2,998	4,275
負債合計	9,914	12,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,199	5,199
利益剰余金	8,480	8,523
自己株式	1,218	587
株主資本合計	16,438	17,113
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	3
為替換算調整勘定	1,188	1,950
その他の包括利益累計額合計	1,190	1,954
新株予約権	9	25
少数株主持分	529	521
純資産合計	15,786	15,706
負債純資産合計	25,700	28,151

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
売上高	23,925	28,095
売上原価	2 16,618	2 19,427
売上総利益	7,306	8,667
販売費及び一般管理費		
販売費	5,090	5,414
一般管理費	2 1,777	2 2,133
販売費及び一般管理費合計	1 6,868	1 7,547
営業利益	437	1,119
営業外収益		
受取利息	22	26
受取配当金	0	0
受取賃貸料	-	25
補助金収入	51	-
作業屑売却収入	-	28
その他	119	67
営業外収益合計	193	148
営業外費用		
支払利息	21	34
為替差損	21	235
固定資産除却損	17	-
その他	99	112
営業外費用合計	159	383
経常利益	471	885
特別利益		
土地売却益	142	-
賞与引当金戻入額	-	47
負ののれん発生益	-	19
保険解約返戻金	-	18
償却債権取立益	-	4
特別利益合計	142	89
特別損失		
役員退職慰労保険積立金取崩損	1	-
会員権評価損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	27
事務所移転費用	-	12
環境対策引当金繰入額	-	1
特別損失合計	2	40
税金等調整前当期純利益	612	934
法人税、住民税及び事業税	371	610
法人税等調整額	43	204
法人税等合計	415	406
少数株主損益調整前当期純利益	-	527
少数株主利益	74	104
当期純利益	122	423

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	527
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	1
為替換算調整勘定	-	787
その他の包括利益合計	-	2
包括利益	-	1
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	340
少数株主に係る包括利益	-	78

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,976	3,976
当期末残高	3,976	3,976
資本剰余金		
前期末残高	5,199	5,199
当期変動額		
自己株式の処分	-	136
自己株式処分差損の振替	-	136
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,199	5,199
利益剰余金		
前期末残高	8,701	8,480
当期変動額		
剰余金の配当	338	243
当期純利益	122	423
自己株式処分差損の振替	-	136
連結範囲の変動	5	0
当期変動額合計	221	43
当期末残高	8,480	8,523
自己株式		
前期末残高	0	1,218
当期変動額		
自己株式の取得	1,218	-
自己株式の処分	-	631
当期変動額合計	1,218	631
当期末残高	1,218	587
株主資本合計		
前期末残高	17,877	16,438
当期変動額		
剰余金の配当	338	243
当期純利益	122	423
自己株式の取得	1,218	-
自己株式の処分	-	494
自己株式処分差損の振替	-	-
連結範囲の変動	5	0
当期変動額合計	1,439	674
当期末残高	16,438	17,113

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	6	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	1
当期変動額合計	8	1
当期末残高	2	3
為替換算調整勘定		
前期末残高	1,099	1,188
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88	762
当期変動額合計	88	762
当期末残高	1,188	1,950
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	1,093	1,190
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	763
当期変動額合計	97	763
当期末残高	1,190	1,954
新株予約権		
前期末残高	-	9
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	16
当期変動額合計	9	16
当期末残高	9	25
少数株主持分		
前期末残高	485	529
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43	7
当期変動額合計	43	7
当期末残高	529	521
純資産合計		
前期末残高	17,269	15,786
当期変動額		
剰余金の配当	338	243
当期純利益	122	423
自己株式の取得	1,218	-
自己株式の処分	-	494
連結範囲の変動	5	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43	754
当期変動額合計	1,483	79
当期末残高	15,786	15,706

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	612	934
減価償却費	1,108	1,013
のれん償却額	114	131
貸倒引当金の増減額（ は減少）	4	16
賞与引当金の増減額（ は減少）	21	11
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	2	20
製品改修引当金の増減額（ は減少）	14	-
退職給付引当金の増減額（ は減少）	142	77
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	9	3
受取利息及び受取配当金	22	26
支払利息	21	34
アレンジメントフィー	11	-
固定資産除却損	17	8
土地売却損益（ は益）	142	-
役員退職慰労保険積立金取崩損	1	-
会員権評価損	0	0
売上債権の増減額（ は増加）	268	975
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,132	757
未収入金の増減額（ は増加）	77	24
前払費用の増減額（ は増加）	17	117
仕入債務の増減額（ は減少）	1,083	1,811
未払費用の増減額（ は減少）	221	224
前受金の増減額（ は減少）	48	36
その他	79	173
小計	1,898	2,482
利息及び配当金の受取額	16	12
利息の支払額	16	37
法人税等の支払額	423	592
法人税等の還付額	621	39
その他	-	4
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,097	1,908
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	584	846
有形固定資産の売却による収入	199	6
事業譲受による支出	-	2 317
貸付金の回収による収入	0	-
無形固定資産の取得による支出	14	29
投資その他の資産の増減額（ は増加）	191	148
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	3 615
その他	4	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	594	1,983

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,285	726
短期借入金の返済による支出	251	1,733
長期借入れによる収入	-	600
長期借入金の返済による支出	-	84
社債の発行による収入	-	1,000
社債の償還による支出	300	300
自己株式の取得による支出	1,218	-
親会社による配当金の支払額	327	246
少数株主への配当金の支払額	76	62
自己株式の売却による収入	-	493
その他	6	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	895	385
現金及び現金同等物に係る換算差額	43	294
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	651	14
現金及び現金同等物の期首残高	4,655	5,361
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	54	-
現金及び現金同等物の期末残高	5,361	5,376

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p>	<p>(1) 連結子会社の数 12社 (2) 連結子会社の名称 KITO Americas, Inc. Harrington Hoists, Inc. Har Ki, Inc. KITO CANADA INC. Kito Europe GmbH KITO PHILIPPINES, INC. KIMA REALTY, INC. 上海凱道貿易有限公司 江陰凱澄起重機械有限公司 SIAM KITO CO., LTD. SUKIT BUSINESS CO., LTD. KITO KOREA CO., LTD.</p> <p>なお、すべての子会社を連結しております。 KITO Americas, Inc.は、平成21年10月1日付でKITO INC.より商号変更いたしました。 当連結会計年度よりKITO KOREA CO., LTD.の重要性が増したため連結の範囲に含めております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 14社 (2) 連結子会社の名称 KITO Americas, Inc. Harrington Hoists, Inc. Har Ki, Inc. KITO CANADA INC. Kito Europe GmbH KITO PHILIPPINES, INC. KIMA REALTY, INC. 上海凱道貿易有限公司 江陰凱澄起重機械有限公司 SIAM KITO CO., LTD. SUKIT BUSINESS CO., LTD. KITO KOREA CO., LTD. ArmseI MHE Pvt. Ltd. キトーホイストサービス株式会社</p> <p>なお、すべての子会社を連結しております。 当連結会計年度より、ArmseI MHE Pvt. Ltd.の全株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。 また、当連結会計年度より、キトーホイストサービス株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p>
<p>2 連結子会社の事業年度等に関する事項</p>	<p>連結子会社のうち上海凱道貿易有限公司、江陰凱澄起重機械有限公司、SIAM KITO CO., LTD.、SUKIT BUSINESS CO., LTD.及びKITO KOREA CO., LTD.の決算日は12月31日であります。 連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>同左</p>
<p>3 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>たな卸資産 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）</p>	<p>たな卸資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有価証券 其他有価証券 時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの ……移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法を採用しております。</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く) 主として定率法によっております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 機械装置 9年 また、平成19年 3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。</p>	<p>有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 同左</p>
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>社債発行費 社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。</p>	<p>社債発行費 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>製品保証引当金 当連結会計年度の製品売上に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費率に基づき計上しております。</p> <p>返品調整引当金 将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 これによる営業損益、経常損益及び税金等調整前当期純損益に与える影響はありません。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>製品保証引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(5) 収益及び費用の計上基準	<p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>売上高の計上基準 当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>（会計方針の変更） 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、長期請負工事（工期1年超かつ請負金額3億円以上）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用してまいりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、上記会計基準及び適用指針の適用に伴う損益に与える影響はありません。</p>	<p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>売上高の計上基準 同左</p>
(6) のれんの償却方法及び償却期間		<p>のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。</p> <p>なお、重要性がないものについては発生年度に一時償却しております。</p> <p>平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却は、主として発生年度より5年間で均等償却しております。</p>
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(8) その他重要な事項</p> <p>4 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p> <p>5 のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p> <p>6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。</p> <p>のれん及び負ののれんは主として発生年度より5年間で均等償却しております。 なお、重要性がないものについては発生年度に一時償却しております。</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>消費税等の会計処理の方法 同左</p>

【会計方針の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益は1百万円、経常利益は1百万円、税金等調整前当期純利益は29百万円、それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は34百万円であります。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において、区分掲記しておりました「作業屑売却収入」は、営業外収益総額の100分の10以下になったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「その他」に含まれる「作業屑売却収入」は14百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において、区分掲記しておりました「たな卸資産廃棄損」は、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「その他」に含まれる「たな卸資産廃棄損」は6百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において、区分掲記しておりました「アレンジメントフィー」は、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「その他」に含まれる「アレンジメントフィー」は11百万円であります。</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において、「その他」に含めて表示しておりました「受取賃借料」は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他」に含まれる「受取賃借料」は19百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において、「その他」に含めて表示しておりました「作業屑売却収入」は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他」に含まれる「作業屑売却収入」は14百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において、区分掲記しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用総額の100分の10以下になったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は8百万円であります。</p> <p>当連結会計年度より「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p>
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において「その他」に含めて表示しておりました「のれん償却額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他」に含まれる「のれん償却額」は1百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において「その他」に含めて表示しておりました「投資その他の資産の増減額(は増加)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他」に含まれる「投資その他の資産の増減額(は増加)」は42百万円であります。</p> <p>前連結会計年度において「短期借入金の純増減額(は減少)」として掲記されたものは、重要性が増したため、当連結会計年度より「短期借入れによる収入」「短期借入金の返済による支出」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「短期借入金の純増減額(は減少)」に含まれる「短期借入れによる収入」「短期借入金の返済による支出」は、それぞれ1,739百万円、1,500百万円であります。</p>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において、区分掲記しておりました「アレンジメントフィー」は、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「その他」に含まれる「アレンジメントフィー」は23百万円であります。</p>

【追加情報】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>(賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。</p>	<p>(包括利益の表示に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)												
<p>1 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約及び株式会社三井住友銀行との当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約及び当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメント及び 当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">6,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金未実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,218百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,282百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p> <p>(1) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産合計額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成19年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業利益を損失としないこと。但し、平成22年3月期における単体の損益計算書に記載される営業損益についてはこの限りではない。</p> <p>また、当座貸越契約には主に下記の取引見直し条項がついており、下記の事由に該当した場合は、取引条件の見直しを協議することとなっております。</p> <p>(1) インタレストカバレッジレシオ1以下 インタレストカバレッジレシオとは、金利等の負担能力を示す指標のことをいい、最終の決算期に関する損益計算書(もしくはこれに準じるもの)により以下の算式で算出されるものをいいます。</p> $\text{(営業利益+受取利息)} / \text{支払利息}$ <p>(2) 2期連続当期赤字 2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書(もしくはこれに準じるもの)における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も改めてこの条項に該当するものとします。</p> <p>(3) 債務超過 債務超過とは、最新の決算期の貸借対照表において、負債が資産を上回る状態をいいます。</p>	貸出コミットメント及び 当座貸越極度額の総額	6,500百万円	借入金未実行残高	1,218百万円	差引額	5,282百万円	<p>1 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金未実行残高</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p> <p>(1) 平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成22年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成23年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を平成22年3月期末日における貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(3) 平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業損益を損失としないこと。</p>	貸出コミットメントの総額	5,000百万円	借入金未実行残高	百万円	差引額	5,000百万円
貸出コミットメント及び 当座貸越極度額の総額	6,500百万円												
借入金未実行残高	1,218百万円												
差引額	5,282百万円												
貸出コミットメントの総額	5,000百万円												
借入金未実行残高	百万円												
差引額	5,000百万円												

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																												
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">2,470百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">163百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">173百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">660百万円</td> </tr> </table>	給料・賞与	2,470百万円	賞与引当金繰入額	71百万円	役員賞与引当金繰入額	13百万円	退職給付費用	163百万円	役員退職慰労引当金繰入額	9百万円	減価償却費	173百万円	研究開発費	660百万円	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">2,766百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">87百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">168百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">198百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">640百万円</td> </tr> </table>	給料・賞与	2,766百万円	賞与引当金繰入額	87百万円	役員賞与引当金繰入額	34百万円	退職給付費用	168百万円	役員退職慰労引当金繰入額	22百万円	減価償却費	198百万円	研究開発費	640百万円
給料・賞与	2,470百万円																												
賞与引当金繰入額	71百万円																												
役員賞与引当金繰入額	13百万円																												
退職給付費用	163百万円																												
役員退職慰労引当金繰入額	9百万円																												
減価償却費	173百万円																												
研究開発費	660百万円																												
給料・賞与	2,766百万円																												
賞与引当金繰入額	87百万円																												
役員賞与引当金繰入額	34百万円																												
退職給付費用	168百万円																												
役員退職慰労引当金繰入額	22百万円																												
減価償却費	198百万円																												
研究開発費	640百万円																												
<p>2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、697百万円であります。</p>	<p>2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、700百万円であります。</p>																												

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	25百万円
少数株主に係る包括利益	92百万円
計	117百万円

2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	8百万円
為替換算調整勘定	70百万円
計	79百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	135,241			135,241

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14	13,523		13,537

増加数の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 13,523株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	
提出会社	第5回 ストック・オプション としての新株予約権					6
	第6回 ストック・オプション としての新株予約権					2
合計						9

(注) 第5回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	202	1,500.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	135	1,000.00	平成21年9月30日	平成21年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	121	1,000.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	135,241			135,241

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,537		7,014	6,523

減少数の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の処分による減少 6,507株
ストック・オプションの権利行使による減少 507株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	
提出会社	第5回 ストック・オプション としての新株予約権					13
	第6回 ストック・オプション としての新株予約権					2
	第7回 ストック・オプション としての新株予約権					9
	第8回 ストック・オプション としての新株予約権					0
合計						25

(注) 第5回、第7回、第8回それぞれのストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来してありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	121	1,000.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	121	1,000.00	平成22年9月30日	平成22年12月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	128	1,000.00	平成23年3月31日	平成23年6月23日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																						
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">5,361百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">5,361百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	5,361百万円	現金及び現金同等物	5,361百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">5,393百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">5,376百万円</td> </tr> </table> <p>2 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">MHSコネクレーンズ株式会社(現コネクレーンズ株式会社)より譲受けた資産及び負債の内訳並びに、事業譲受価額と事業譲受による支出との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">194百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">118百万円</td> </tr> <tr> <td>事業譲受価額</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">317百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>差引：事業譲受による支出</td> <td style="text-align: right;">317百万円</td> </tr> </table> <p>3 新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の主な内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">新たに連結子会社となった会社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに、株式等の取得価額と取得のための支出(純額)は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">376百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">185百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">399百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">267百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">51百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right;">644百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社株式の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社株式取得のための支出</td> <td style="text-align: right;">615百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	5,393百万円	預入期間3ヶ月超の定期預金	17百万円	現金及び現金同等物	5,376百万円	流動資産	194百万円	固定資産	4百万円	のれん	118百万円	事業譲受価額	317百万円	現金及び現金同等物		差引：事業譲受による支出	317百万円	流動資産	376百万円	固定資産	185百万円	のれん	399百万円	流動負債	267百万円	固定負債	51百万円	新規連結子会社株式の取得価額	644百万円	新規連結子会社株式の現金及び現金同等物	28百万円	新規連結子会社株式取得のための支出	615百万円
現金及び預金	5,361百万円																																						
現金及び現金同等物	5,361百万円																																						
現金及び預金	5,393百万円																																						
預入期間3ヶ月超の定期預金	17百万円																																						
現金及び現金同等物	5,376百万円																																						
流動資産	194百万円																																						
固定資産	4百万円																																						
のれん	118百万円																																						
事業譲受価額	317百万円																																						
現金及び現金同等物																																							
差引：事業譲受による支出	317百万円																																						
流動資産	376百万円																																						
固定資産	185百万円																																						
のれん	399百万円																																						
流動負債	267百万円																																						
固定負債	51百万円																																						
新規連結子会社株式の取得価額	644百万円																																						
新規連結子会社株式の現金及び現金同等物	28百万円																																						
新規連結子会社株式取得のための支出	615百万円																																						

[次へ](#)

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額				1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額			
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車両及び 運搬具	77	55	21	車両及び 運搬具	57	47	9
その他 (工具器具 及び備品)	48	45	3	その他 (工具器具 及び備品)	10	9	1
合計	125	100	25	合計	67	57	10
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				1年以内			
16百万円				8百万円			
1年超				1年超			
10百万円				2百万円			
合計				合計			
26百万円				10百万円			
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額				支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相 当額			
支払リース料				支払リース料			
28百万円				16百万円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
27百万円				15百万円			
支払利息相当額				支払利息相当額			
0百万円				0百万円			
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
.....リース期間を耐用年数とし、残存価額をセ ロとする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
.....リース料総額とリース物件の取得価額相 当額の差額を利息相当額とし、各期への配 分方法については、利息法によっておりま す。				同左			
1 オペレーティング・リース取引				1 オペレーティング・リース取引			
未経過リース料				未経過リース料			
1年以内				1年以内			
97百万円				101百万円			
1年超				1年超			
165百万円				121百万円			
合計				合計			
262百万円				222百万円			

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿って期日管理及び与信管理を行っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。また、社債発行による資金調達の使途は設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	5,361	5,361	
(2) 受取手形及び売掛金	4,568		
貸倒引当金	31		
	4,537	4,537	
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	32	32	
資産計	9,962	9,962	
(1) 支払手形及び買掛金	(3,385)	(3,385)	
(2) 短期借入金	(1,257)	(1,257)	
(3) 1年内償還予定の社債	(300)	(301)	(1)
(4) 未払費用	(910)	(910)	
(5) 未払法人税等	(137)	(137)	
(6) 社債	(900)	(915)	(15)
負債計	(6,890)	(6,906)	(16)
デリバティブ取引	(8)	(8)	

(*) 負債に計上されているものについては()で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払費用、並びに(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、並びに(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	0

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,361			
受取手形及び売掛金	4,568			

(注) 4 社債の連結決算日後の返済予定額

「社債明細表」注記を参照ください。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿って期日管理及び与信管理を行っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び投資資金（長期）であります。また、社債発行による資金調達の用途は投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1) 現金及び預金	5,393	5,393	
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	5,510 44		
(3) 投資有価証券 その他有価証券	5,466 29	5,466 29	
資産計	10,890	10,890	
(1) 支払手形及び買掛金	(5,109)	(5,109)	
(2) 短期借入金	(281)	(281)	
(3) 1年内償還予定の社債	(300)	(301)	1
(4) 1年以内返済予定の長期借入金	(120)	(119)	0
(5) 未払費用	(1,103)	(1,103)	
(6) 未払法人税等	(158)	(158)	
(7) 社債	(1,600)	(1,594)	5
(8) 長期借入金	(420)	(415)	4
負債計	(9,094)	(9,084)	9
デリバティブ取引	(23)	(23)	

(＊) 負債に計上されているものについては()で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払費用、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、並びに(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(8) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	0

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,393			
受取手形及び売掛金	5,510			

(注) 4 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

「社債明細表」及び「借入金等明細表」注記を参照ください。

[次へ](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度

その他有価証券(平成22年3月31日現在)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの 株式			
計			
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの 株式	32	36	4
計	32	36	4

当連結会計年度

その他有価証券(平成23年3月31日現在)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの 株式	0	0	0
計	0	0	0
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの 株式	29	36	6
計	29	36	6

[前△](#) [次△](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
為替予約取引 売建				
米ドル	209		9	9
加ドル	33		2	2
ユーロ	115		3	3
計	358		8	8

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
為替予約取引 売建				
米ドル	347		7	7
加ドル	49		1	1
ユーロ	214		13	13
計	611		23	23

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

[前へ](#) [次へ](#)

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。 米国子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p>																																																
<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">イ</td> <td style="width: 85%;">退職給付債務</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">3,428百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>年金資産残高</td> <td style="text-align: right;">952</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>未積立退職給付債務(イ + ロ)</td> <td style="text-align: right;">2,476</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">441</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">80</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>退職給付引当金(ハ + ニ + ホ)</td> <td style="text-align: right;">1,954百万円</td> </tr> </table>	イ	退職給付債務	3,428百万円	ロ	年金資産残高	952	<hr/>			ハ	未積立退職給付債務(イ + ロ)	2,476	ニ	未認識数理計算上の差異	441	ホ	未認識過去勤務債務	80	<hr/>			ヘ	退職給付引当金(ハ + ニ + ホ)	1,954百万円	<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">イ</td> <td style="width: 85%;">退職給付債務</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">3,504百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>年金資産残高</td> <td style="text-align: right;">966</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>未積立退職給付債務(イ + ロ)</td> <td style="text-align: right;">2,538</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">458</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">47</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>退職給付引当金(ハ + ニ + ホ)</td> <td style="text-align: right;">2,032百万円</td> </tr> </table>	イ	退職給付債務	3,504百万円	ロ	年金資産残高	966	<hr/>			ハ	未積立退職給付債務(イ + ロ)	2,538	ニ	未認識数理計算上の差異	458	ホ	未認識過去勤務債務	47	<hr/>			ヘ	退職給付引当金(ハ + ニ + ホ)	2,032百万円
イ	退職給付債務	3,428百万円																																															
ロ	年金資産残高	952																																															
<hr/>																																																	
ハ	未積立退職給付債務(イ + ロ)	2,476																																															
ニ	未認識数理計算上の差異	441																																															
ホ	未認識過去勤務債務	80																																															
<hr/>																																																	
ヘ	退職給付引当金(ハ + ニ + ホ)	1,954百万円																																															
イ	退職給付債務	3,504百万円																																															
ロ	年金資産残高	966																																															
<hr/>																																																	
ハ	未積立退職給付債務(イ + ロ)	2,538																																															
ニ	未認識数理計算上の差異	458																																															
ホ	未認識過去勤務債務	47																																															
<hr/>																																																	
ヘ	退職給付引当金(ハ + ニ + ホ)	2,032百万円																																															
<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">イ</td> <td style="width: 85%;">勤務費用</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">185百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">66</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">88</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>退職給付費用 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)</td> <td style="text-align: right;">350百万円</td> </tr> </table>	イ	勤務費用	185百万円	ロ	利息費用	66	ハ	期待運用収益	17	ニ	数理計算上の差異の費用処理額	88	ホ	過去勤務債務の費用処理額	26	<hr/>			ヘ	退職給付費用 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	350百万円	<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">イ</td> <td style="width: 85%;">勤務費用</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">203百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">85</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>退職給付費用 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)</td> <td style="text-align: right;">364百万円</td> </tr> </table>	イ	勤務費用	203百万円	ロ	利息費用	67	ハ	期待運用収益	17	ニ	数理計算上の差異の費用処理額	85	ホ	過去勤務債務の費用処理額	26	<hr/>			ヘ	退職給付費用 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	364百万円						
イ	勤務費用	185百万円																																															
ロ	利息費用	66																																															
ハ	期待運用収益	17																																															
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	88																																															
ホ	過去勤務債務の費用処理額	26																																															
<hr/>																																																	
ヘ	退職給付費用 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	350百万円																																															
イ	勤務費用	203百万円																																															
ロ	利息費用	67																																															
ハ	期待運用収益	17																																															
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	85																																															
ホ	過去勤務債務の費用処理額	26																																															
<hr/>																																																	
ヘ	退職給付費用 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	364百万円																																															
<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">イ</td> <td style="width: 40%;">退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 50%;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>割引率</td> <td>主に2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>期待運用収益率</td> <td>主に2.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td>主に10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。)</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>過去勤務債務の処理年数</td> <td>10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)</td> </tr> </table>	イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ	割引率	主に2.0%	ハ	期待運用収益率	主に2.0%	ニ	数理計算上の差異の処理年数	主に10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。)	ホ	過去勤務債務の処理年数	10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)	<p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">イ</td> <td style="width: 40%;">退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 50%;">同左</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>割引率</td> <td>主に2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>期待運用収益率</td> <td>主に2.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td>主に10年 同左</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>過去勤務債務の処理年数</td> <td>10年 同左</td> </tr> </table>	イ	退職給付見込額の期間配分方法	同左	ロ	割引率	主に2.0%	ハ	期待運用収益率	主に2.0%	ニ	数理計算上の差異の処理年数	主に10年 同左	ホ	過去勤務債務の処理年数	10年 同左																		
イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																															
ロ	割引率	主に2.0%																																															
ハ	期待運用収益率	主に2.0%																																															
ニ	数理計算上の差異の処理年数	主に10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。)																																															
ホ	過去勤務債務の処理年数	10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)																																															
イ	退職給付見込額の期間配分方法	同左																																															
ロ	割引率	主に2.0%																																															
ハ	期待運用収益率	主に2.0%																																															
ニ	数理計算上の差異の処理年数	主に10年 同左																																															
ホ	過去勤務債務の処理年数	10年 同左																																															

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">749百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">48</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">62</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">85</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損</td><td style="text-align: right;">46</td></tr> <tr><td>共済会剰余金</td><td style="text-align: right;">26</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">58</td></tr> <tr><td>土地評価損</td><td style="text-align: right;">14</td></tr> <tr><td>繰越外国税額控除</td><td style="text-align: right;">186</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">245</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,523百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">131百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">1,392百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未収事業税</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>減価償却不足額</td><td style="text-align: right;">17</td></tr> <tr><td>海外子会社の未分配利益</td><td style="text-align: right;">114</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">146百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">1,245百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	749百万円	役員退職慰労引当金	48	繰越欠損金	62	賞与引当金	85	ゴルフ会員権評価損	46	共済会剰余金	26	棚卸資産評価損	58	土地評価損	14	繰越外国税額控除	186	その他	245	<hr/>		繰延税金資産小計	1,523百万円	評価性引当額	131百万円	<hr/>		繰延税金資産合計	1,392百万円	未収事業税	10百万円	固定資産圧縮積立金	4	減価償却不足額	17	海外子会社の未分配利益	114	<hr/>		繰延税金負債合計	146百万円	<hr/>		繰延税金資産の純額	1,245百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">796百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">87</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損</td><td style="text-align: right;">37</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">72</td></tr> <tr><td>繰越外国税額控除</td><td style="text-align: right;">352</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">333</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,729百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">140百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">1,588百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却不足額</td><td style="text-align: right;">19百万円</td></tr> <tr><td>海外子会社の未分配利益</td><td style="text-align: right;">100</td></tr> <tr><td>土地評価差額金</td><td style="text-align: right;">45</td></tr> <tr><td>営業権償却認定損</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">184百万円</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">1,403百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	796百万円	役員退職慰労引当金	50	賞与引当金	87	ゴルフ会員権評価損	37	棚卸資産評価損	72	繰越外国税額控除	352	その他	333	<hr/>		繰延税金資産小計	1,729百万円	評価性引当額	140百万円	<hr/>		繰延税金資産合計	1,588百万円	減価償却不足額	19百万円	海外子会社の未分配利益	100	土地評価差額金	45	営業権償却認定損	7	その他	11	<hr/>		繰延税金負債合計	184百万円	<hr/>		繰延税金資産の純額	1,403百万円
退職給付引当金	749百万円																																																																																								
役員退職慰労引当金	48																																																																																								
繰越欠損金	62																																																																																								
賞与引当金	85																																																																																								
ゴルフ会員権評価損	46																																																																																								
共済会剰余金	26																																																																																								
棚卸資産評価損	58																																																																																								
土地評価損	14																																																																																								
繰越外国税額控除	186																																																																																								
その他	245																																																																																								
<hr/>																																																																																									
繰延税金資産小計	1,523百万円																																																																																								
評価性引当額	131百万円																																																																																								
<hr/>																																																																																									
繰延税金資産合計	1,392百万円																																																																																								
未収事業税	10百万円																																																																																								
固定資産圧縮積立金	4																																																																																								
減価償却不足額	17																																																																																								
海外子会社の未分配利益	114																																																																																								
<hr/>																																																																																									
繰延税金負債合計	146百万円																																																																																								
<hr/>																																																																																									
繰延税金資産の純額	1,245百万円																																																																																								
退職給付引当金	796百万円																																																																																								
役員退職慰労引当金	50																																																																																								
賞与引当金	87																																																																																								
ゴルフ会員権評価損	37																																																																																								
棚卸資産評価損	72																																																																																								
繰越外国税額控除	352																																																																																								
その他	333																																																																																								
<hr/>																																																																																									
繰延税金資産小計	1,729百万円																																																																																								
評価性引当額	140百万円																																																																																								
<hr/>																																																																																									
繰延税金資産合計	1,588百万円																																																																																								
減価償却不足額	19百万円																																																																																								
海外子会社の未分配利益	100																																																																																								
土地評価差額金	45																																																																																								
営業権償却認定損	7																																																																																								
その他	11																																																																																								
<hr/>																																																																																									
繰延税金負債合計	184百万円																																																																																								
<hr/>																																																																																									
繰延税金資産の純額	1,403百万円																																																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">39.8%</td></tr> <tr><td colspan="2">(調整)</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">12.9%</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">20.0%</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">7.5%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">3.4%</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">3.9%</td></tr> <tr><td>海外子会社の未分配利益</td><td style="text-align: right;">8.9%</td></tr> <tr><td>試験研究費税額控除</td><td style="text-align: right;">6.9%</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">20.1%</td></tr> <tr><td>海外子会社の税率差異</td><td style="text-align: right;">20.9%</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">37.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.4%</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">67.9%</td></tr> </table>	法定実効税率	39.8%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	12.9%	受取配当金	20.0%	評価性引当金	7.5%	住民税均等割等	3.4%	のれん償却額	3.9%	海外子会社の未分配利益	8.9%	試験研究費税額控除	6.9%	外国税額控除	20.1%	海外子会社の税率差異	20.9%	未実現利益	37.5%	その他	0.4%	<hr/>		税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.9%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">39.8%</td></tr> <tr><td colspan="2">(調整)</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">16.8%</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">24.7%</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">1.4%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">2.2%</td></tr> <tr><td>連結調整勘定償却額</td><td style="text-align: right;">1.8%</td></tr> <tr><td>海外子会社の未分配利益</td><td style="text-align: right;">1.5%</td></tr> <tr><td>試験研究費税額控除</td><td style="text-align: right;">4.2%</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">16.1%</td></tr> <tr><td>海外子会社の税率差異</td><td style="text-align: right;">18.3%</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">2.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5.5%</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">43.5%</td></tr> </table>	法定実効税率	39.8%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	16.8%	受取配当金	24.7%	評価性引当金	1.4%	住民税均等割等	2.2%	連結調整勘定償却額	1.8%	海外子会社の未分配利益	1.5%	試験研究費税額控除	4.2%	外国税額控除	16.1%	海外子会社の税率差異	18.3%	未実現利益	2.5%	その他	5.5%	<hr/>		税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.5%																												
法定実効税率	39.8%																																																																																								
(調整)																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.9%																																																																																								
受取配当金	20.0%																																																																																								
評価性引当金	7.5%																																																																																								
住民税均等割等	3.4%																																																																																								
のれん償却額	3.9%																																																																																								
海外子会社の未分配利益	8.9%																																																																																								
試験研究費税額控除	6.9%																																																																																								
外国税額控除	20.1%																																																																																								
海外子会社の税率差異	20.9%																																																																																								
未実現利益	37.5%																																																																																								
その他	0.4%																																																																																								
<hr/>																																																																																									
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.9%																																																																																								
法定実効税率	39.8%																																																																																								
(調整)																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	16.8%																																																																																								
受取配当金	24.7%																																																																																								
評価性引当金	1.4%																																																																																								
住民税均等割等	2.2%																																																																																								
連結調整勘定償却額	1.8%																																																																																								
海外子会社の未分配利益	1.5%																																																																																								
試験研究費税額控除	4.2%																																																																																								
外国税額控除	16.1%																																																																																								
海外子会社の税率差異	18.3%																																																																																								
未実現利益	2.5%																																																																																								
その他	5.5%																																																																																								
<hr/>																																																																																									
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.5%																																																																																								

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

取得による企業結合

ArmseI MHE Pvt. Ltd.の取得

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称

ArmseI MHE Pvt. Ltd.

取得した事業の内容

ホイスト・クレーン設備等の製造・販売事業

企業結合を行った主な理由

ArmseI社は経済成長著しいインドを拠点とし、製鉄、インフラストラクチャー関連等の顧客(400社超)に対し高付加価値クレーンを販売している優良企業であり、インド市場における高付加価値クレーン事業を拡大するのみならず、同社を橋頭堡として当社グループのホイストコンポーネント拡販を推進することを目的としております。

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

ArmseI MHE Pvt. Ltd.

取得した議決権比率

100.0%

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成22年12月31日をみなし取得日としているため、平成23年1月1日から平成23年3月31日までの業績が含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価	644百万円
取得原価の内訳	
イ 株式取得費用(現金)	610百万円
ロ 株式取得に直接要した費用 (デューデリジェンス費用等)	33百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれん金額 399百万円

発生原因

Armsei MHE Pvt. Ltd.の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力に関連して発生したものであります。

償却方法及び償却期間

のれん金額については、10年間で均等償却しております。

(5) 企業結合日（みなし取得日）に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	376百万円
固定資産	185百万円
資産合計	562百万円
流動負債	267百万円
固定負債	51百万円
負債合計	318百万円

(6) 当該企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の売上高等の概算額

売上高等に及ぼす影響の概算額は軽微であるため記載を省略しております。

なお、当該影響の概算額に係る注記は監査証明を受けておりません。

MHSコネクレーンズ株式会社（現コネクレーンズ株式会社、以下略）の事業譲受

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称

MHSコネクレーンズ株式会社

取得した事業の内容

ホイスト・クレーン設備、物流製品事業の製造販売事業

企業結合を行った主な理由

MHSコネクレーンズ株式会社は国内有数のロープホイストメーカーであり、同社のロープホイスト事業を譲受けることにより、当社グループの製品ラインナップを拡充し、日本市場におけるワンストップサービス体制を整えることを目的としております。

企業結合日

平成22年11月1日

企業結合の法的形式

事業の譲受

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成22年11月1日から平成23年3月31日までの業績が含まれております。

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得した事業の取得原価	317百万円
取得原価の内訳	
イ 事業譲受の対価（現金）	297百万円
ロ 事業譲受に直接要した費用 （コンサルティング費用等）	19万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれん金額 118百万円

発生原因

ロープホイスト事業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力に関連して発生したものであります。

償却方法及び償却期間

のれん金額については、10年間で均等償却しております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	194百万円
固定資産	4百万円
のれん	118百万円
資産合計	317百万円

(6) 当該企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の売上高等の概算額

売上高等に及ぼす影響の概算額は軽微であるため記載を省略しております。

なお、当該影響の概算額に係る注記は監査証明を受けておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 6百万円

販売費及び一般管理費(雑費) 2百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回	第4回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名	当社の子会社の取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 13,304株	普通株式 824株
付与日	平成16年3月6日	平成17年3月12日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年3月10日～ 平成26年2月28日	平成18年3月11日～ 平成26年3月10日

	第5回	第6回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社執行役員2名	当社の社外協力者 (コンサルタント会社)1社
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 600株	普通株式 177株
付与日	平成21年6月25日	平成21年6月25日
権利確定条件	(注)2	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	平成21年6月25日～ 平成25年6月30日	平成21年6月25日～ 平成23年6月30日
権利行使期間	平成23年6月25日～ 平成31年6月24日	平成21年6月25日～ 平成26年6月24日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

(注)2 権利確定日である、第1回(平成23年6月25日)、第2回(平成24年6月30日)、第3回(平成25年6月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員または監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件とする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成22年3月期)において存在していたストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度				
付与			600	177
失効				
権利確定				177
未確定残			600	
権利確定後 (株)				
前連結会計年度	1,252	624		
権利確定				177
権利行使				
失効				
未行使残	1,252	624		177

単価情報

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利行使価格 (円)	25,000	55,000	108,045	108,045
行使時平均株価 (円)				
付与日における公正な評価単価 (円)			36,580	29,281

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 49.73%

平成19年8月9日～平成21年6月25日の株価実績に基づき算定

予想残存期間

イ. 第5回新株予約権 6年～7年

ロ. 第6回新株予約権 3年～3年6ヶ月

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

予想配当 4,500円/株

平成21年3月期の配当実績による

無リスク利率 1.43%

平成21年6月10日に公表された長期国債(10年)の利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価 4百万円
販売費及び一般管理費 12百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回	第4回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名	当社の子会社の取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 13,304株	普通株式 824株
付与日	平成16年3月6日	平成17年3月12日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年3月10日～ 平成26年2月28日	平成18年3月11日～ 平成26年3月10日
	第5回	第6回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社執行役員2名	当社の社外協力者 (コンサルタント会社)1社
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 600株	普通株式 177株
付与日	平成21年6月25日	平成21年6月25日
権利確定条件	(注)2	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	平成21年6月25日～ 平成25年6月30日	平成21年6月25日～ 平成23年6月30日
権利行使期間	平成23年6月25日～ 平成31年6月24日	平成21年6月25日～ 平成26年6月24日
	第7回	第8回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社執行役員2名	当社執行役員1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 600株	普通株式 200株
付与日	平成22年5月26日	平成22年9月29日
権利確定条件	(注)3	(注)4
対象勤務期間	平成22年5月26日～ 平成26年5月31日	平成22年9月29日～ 平成26年9月30日
権利行使期間	平成24年5月26日～ 平成32年5月25日	平成24年9月29日～ 平成32年9月28日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

(注)2 権利確定日である、第1回(平成23年6月25日)、第2回(平成24年6月30日)、第3回(平成25年6月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員または監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。

(注)3 付与対象者5名のうち、取締役3名及び執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定条件は付されておりません。また、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(平成24年5月26日)、第2回(平成25年5月31日)、第3回(平成26年5月31日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員または監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。

(注)4 権利確定日である、第1回(平成24年9月29日)、第2回(平成25年9月30日)、第3回(平成26年9月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員または監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成23年3月期)において存在していたストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利確定前 (株)				
前連結会計年度			600	
付与				
失効			100	
権利確定				
未確定残			500	
権利確定後 (株)				
前連結会計年度	1,252	624		177
権利確定				
権利行使	480			27
失効				62
未行使残	772	624		88
	第7回	第8回		
権利確定前 (株)				
前連結会計年度				
付与	600	200		
失効				
権利確定	400			
未確定残	200	200		
権利確定後 (株)				
前連結会計年度				
権利確定	400			
権利行使				
失効				
未行使残	400			

単価情報

	第1回	第4回	第5回	第6回
権利行使価格 (円)	25,000	55,000	107,348 (注)1	107,348 (注)1
行使時平均株価 (円)	78,100			79,700
付与日における公正な 評価単価 (円)			36,580 (注)2	29,281 (注)2
	第7回	第8回		
権利行使価格 (円)	120,835 (注)1	88,519 (注)1		
行使時平均株価 (円)				
付与日における公正な 評価単価 (円) (条件変更日における 評価単価)	19,647 (注)2	(18,822) (注)3		

(注)1 第5回、第6回、第7回、第8回の権利行使価格につきましては、割当日後、当社が時価を下回る価格で自己株式の処分を行ったため、新株予約権割当契約に則り行使価格を以下のとおり調整(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる)しております。

- ・第5回及び第6回108,045円 107,348円 ・第7回121,620円 120,835円
- ・第8回89,093円 88,519円

(注)2 第5回、第6回、第7回の条件変更を行なった結果、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行っておりません。

(注)3 第8回の条件変更を行なった結果、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価を上回ったため、公正な評価単価の見直しを行ないました。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性

イ. 第7回新株予約権 46.64%

平成19年8月9日～平成22年5月26日の株価実績に基づき算定

ロ. 第8回新株予約権 44.55%

平成19年8月9日～平成22年9月29日の株価実績に基づき算定

予想残存期間

イ. 第7回新株予約権 6年～7年

ロ. 第8回新株予約権 6年～7年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

予想配当

イ. 第7回新株予約権 4,500円/株

平成21年3月期の配当実績による

ロ. 第8回新株予約権 3,833円/株

平成20年3月期から平成22年3月期の平均年間配当実績（記念配当金を除く）による

無リスク利率

イ. 第7回新株予約権 1.395%

平成22年5月10日に公表された長期国債(10年)の利回り

ロ. 第8回新株予約権 0.975%

平成22年9月10日に公表された長期国債(10年)の利回り

4. 当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性

第8回新株予約権 47.17%

平成19年8月9日～平成23年3月31日の株価実績に基づき算定

予想残存期間

第8回新株予約権 5年6ヶ月～6年6ヶ月

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

予想配当

第8回新株予約権 3,833円/株

平成20年3月期から平成22年3月期の平均年間配当実績（記念配当金を除く）による

無リスク利率

第8回新株予約権 1.255%

平成23年4月7日に公表された長期国債(10年)の利回り

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社グループは、ホイスト・クレーン事業の単一セグメントでありますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	10,455	6,413	6,139	917	23,925		23,925
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,227	0	343	0	4,570	(4,570)	
計	14,682	6,413	6,482	917	28,496	(4,570)	23,925
営業費用	14,554	6,147	5,774	928	27,405	(3,918)	23,487
営業利益又は営業損失()	128	266	707	11	1,090	(652)	437
資産	16,133	4,675	6,463	567	27,839	(2,139)	25,700

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 北米.....アメリカ・カナダ
(2) アジア.....フィリピン・中国・タイ・韓国
(3) 欧州.....ドイツ
3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,014百万円であり、その主なものは、親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は83百万円であり、その主なものは、親会社の管理部門に係る資産等であります。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	6,413	6,462	1,284	849	15,009
連結売上高(百万円)					23,925
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.8	27.0	5.4	3.5	62.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 北米.....アメリカ・カナダ
(2) アジア.....中国・韓国・東南アジア
(3) 欧州.....ドイツ・イタリア・その他
(4) その他の地域.....アフリカ・オセアニア・その他
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ホイスト・クレーン等の製造・販売をしており、国内においては当社が、海外においては北米、欧州及びアジア等の各地域を現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本、北米、アジア及び欧州の4つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	北米	アジア	欧州			
売上高							
外部顧客への売上高	10,455	6,413	6,139	917	23,925		23,925
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,227	0	343	0	4,570	4,570	
計	14,682	6,413	6,482	917	28,496	4,570	23,925
セグメント利益	128	266	707	11	1,090	652	437
セグメント資産	16,133	4,675	6,463	567	27,839	2,139	25,700
その他の項目							
減価償却費	828	43	212	5	1,090	18	1,108
のれんの償却額			121		121		121
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	325	20	168	2	517	31	549

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 652百万円には、セグメント間取引消去361百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,014百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額 2,139百万円には、セグメント間取引消去 2,192百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産83百万円等が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物であります。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額31百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- 2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	北米	アジア	欧州			
売上高							
外部顧客への売上高	11,012	7,348	8,567	1,166	28,095		28,095
セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,360		517	0	6,879	6,879	
計	17,373	7,348	9,084	1,167	34,974	6,879	28,095
セグメント利益	862	444	1,201	43	2,551	1,431	1,119
セグメント資産	16,787	4,951	8,343	724	30,806	2,654	28,151
その他の項目							
減価償却費	752	37	200	5	996	17	1,013
のれんの償却額	4		133		138		138
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	519	41	735	3	1,300	2	1,303

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 1,431百万円には、セグメント間取引消去 57百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,373百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額 2,654百万円には、セグメント間取引消去 2,700百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産68百万円等が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 2百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	アジア	欧州	その他	合計
9,479	7,342	8,952	1,212	1,108	28,095

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	全社・消去	合計
	日本	北米	アジア	欧州			
(のれん)							
当期償却額	4		133		138		138
当期末残高	113		740		854		854
(負ののれん)							
当期償却額			7		7		7
当期末残高			22		22		22

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

「アジア」において、当社連結子会社である江陰凱澄起重機械有限公司に出資を行いました。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度においては19百万円であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	MHSコネクレーンズ 株式会社 (現コネクレーンズ 株式会社)	東京都 品川区	400	クレーン等 の製造販売		なし	事業譲受	283		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 事業譲受の譲受対価は第三者機関に算定を依頼し、双方の協議の上決定しております。
2 取引金額に消費税等は含まれておりません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	鬼頭 芳雄			当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 2.96	新株予約権 (ストック オプション) の行使	新株予約権 (ストック オプション) の行使	12 (480株)		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成16年 3月 4日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。
2 「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	125,282.03円	1 株当たり純資産額	117,767.89円
1 株当たり当期純利益	910.72円	1 株当たり当期純利益	3,470.30円
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	903.06円	潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	3,439.04円

(注) 算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	15,786	15,706
普通株式に係る純資産額(百万円)	15,247	15,158
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	9	25
少数株主持分	529	521
普通株式の発行済株式数(株)	135,241	135,241
普通株式の自己株式数(株)	13,537	6,523
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	121,704	128,718

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	122	423
普通株式に係る当期純利益(百万円)	122	423
普通株式に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	134,664	122,010
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
新株予約権	1,143	1,109
普通株式増加数(株)	1,143	1,109
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>第5回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成21年 6月24日 (新株予約権の数600個)</p> <p>第6回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成21年 6月24日 (新株予約権の数177個)</p> <p>詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p>	<p>第5回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成21年 6月24日 (新株予約権の数500個)</p> <p>第6回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成21年 6月24日 (新株予約権の数88個)</p> <p>第7回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成21年 6月24日 取締役会決議日 平成22年 5月25日 (新株予約権の数600個)</p> <p>第8回新株予約権 定時株主総会の特別決議及び取締役会決議日 平成22年 6月24日 取締役会決議日 平成22年 9月28日 (新株予約権の数200個)</p> <p>詳細については、第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>新株予約権(ストック・オプション)の発行について</p> <p>(1) 当社は、平成22年 5月25日開催の取締役会において、平成21年 6月24日開催の第65回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項の決定の委任に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>新株予約権を発行する理由 当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためである。</p> <p>新株予約権の数 600個</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 600株</p> <p>新株予約権の行使期間 平成24年 5月26日から平成32年 5月25日まで</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>新株予約権(ストック・オプション)の発行について</p> <p>(1) 当社は、平成23年 5月26日開催の取締役会において、平成22年 6月24日開催の第66回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項の決定の委任に基づき、当社の執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>新株予約権を発行する理由 当社の執行役員の、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。</p> <p>新株予約権の数 700個</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 700株</p> <p>新株予約権の行使期間 平成25年 5月27日から平成33年 5月26日まで</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>(2) 当社は、下記のとおり、当社の取締役及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成22年 6月24日開催の第66回定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>新株予約権を発行する理由 当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためである。</p> <p>新株予約権の数 1,000個を上限とする</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 1,000株を上限とする</p> <p>新株予約権の行使期間 付与決議の日から 2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>その他の細則事項 新株予約権に関するその他の細則事項については、取締役会決議により決定する。</p>	<p>(2) 当社は、下記のとおり、当社の取締役及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成23年 6月22日開催の第67回定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>新株予約権を発行する理由 当社の取締役及び執行役員の、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。</p> <p>新株予約権の数 1,000個を上限とする</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 1,000株を上限とする</p> <p>新株予約権の行使期間 付与決議の日から 2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会で定めるものとする。</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社キトー	第1回無担保社債 (株式会社三井住友銀行保証付 および適格機関投資家限定)	平成21年 2月27日	800	600 (200)	0.88	無担保 社債	平成26年 2月28日
株式会社キトー	第2回無担保社債 (住友信託銀行株式会社保証付 ・適格機関投資家限定)	平成21年 3月4日	400	300 (100)	1.13	無担保 社債	平成26年 2月27日
株式会社キトー	第3回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成22年 6月30日		1,000 ()	1.41	無担保 社債	平成27年 6月30日
合計			1,200	1,900 (300)			

(注) 1 「当期末残高」欄の(内数)は、1年内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
300	300	300		1,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,257	281	7.17	
1年以内に返済予定の長期借入金		120	1.45	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)		420	1.42	平成24年11月20日～ 平成27年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)				
其他有利子負債				
合計	1,257	822		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	120	120	120	60

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	第2四半期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	第3四半期 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	第4四半期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
売上高 (百万円)	5,863	6,708	6,740	8,783
税金等調整前 四半期純利益 又は税金等調 整前四半期純 損失() (百万円)	97	198	139	693
四半期純利益 又は四半期純 損失() (百万円)	93	119	55	340
1株当たり四 半期純利益又 は1株当たり 四半期純損失 () (円)	764.38	221.30	457.07	2,773.40

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,625	2,071
受取手形	183	121
売掛金	1 3,545	1 4,485
商品及び製品	1,921	1,965
仕掛品	740	1,016
原材料及び貯蔵品	208	277
前払費用	111	93
繰延税金資産	462	211
未収入金	285	309
未収消費税等	-	143
未収還付法人税等	20	-
その他	113	13
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	10,218	10,709
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,664	5,701
減価償却累計額	4,467	4,594
建物(純額)	1,196	1,106
構築物	479	480
減価償却累計額	422	429
構築物(純額)	57	50
機械及び装置	10,100	10,155
減価償却累計額	8,598	8,919
機械及び装置(純額)	1,501	1,235
車両運搬具	129	129
減価償却累計額	120	124
車両運搬具(純額)	8	5
工具、器具及び備品	5,194	5,254
減価償却累計額	4,944	5,068
工具、器具及び備品(純額)	249	186
土地	1,439	1,439
建設仮勘定	77	98
有形固定資産合計	4,530	4,123
無形固定資産		
のれん	-	113
ソフトウェア	190	202
電話加入権	3	3
無形固定資産合計	194	320

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	32	29
関係会社株式	3,333	4,291
関係会社出資金	2,548	2,824
関係会社長期貸付金	369	121
長期前払費用	7	21
繰延税金資産	799	1,230
差入保証金	161	258
役員退職慰労保険積立金	130	149
投資その他の資産合計	7,382	8,926
固定資産合計	12,107	13,370
繰延資産		
社債発行費	13	27
繰延資産合計	13	27
資産合計	22,340	24,107
負債の部		
流動負債		
支払手形	671	953
買掛金	2,212	3,035
短期借入金	1,218	-
1年内償還予定の社債	300	300
1年内返済予定の長期借入金	-	120
未払金	52	48
未払法人税等	-	40
未払費用	741	821
前受金	40	27
預り金	28	21
賞与引当金	214	221
役員賞与引当金	13	34
製品保証引当金	38	36
返品調整引当金	1	2
設備関係支払手形	48	36
設備関係未払金	208	269
その他	14	49
流動負債合計	5,803	6,018
固定負債		
社債	900	1,600
長期借入金	-	420
退職給付引当金	1,942	2,015
役員退職慰労引当金	122	125
その他	9	18
固定負債合計	2,974	4,179
負債合計	8,777	10,197

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金		
資本準備金	5,199	5,199
資本剰余金合計	5,199	5,199
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	6	5
別途積立金	150	150
繰越利益剰余金	5,441	5,142
利益剰余金合計	5,597	5,298
自己株式	1,218	587
株主資本合計	13,555	13,887
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	3
評価・換算差額等合計	2	3
新株予約権	9	25
純資産合計	13,562	13,909
負債純資産合計	22,340	24,107

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	2 14,682	2 17,331
売上原価		
製品期首たな卸高	478	340
当期製品製造原価	1 11,162	1 13,270
合計	11,641	13,610
製品期末たな卸高	340	316
他勘定振替高	0	2
売上原価合計	11,300	13,292
売上総利益	3,382	4,039
販売費及び一般管理費		
販売促進費	60	54
荷造運搬費	293	374
広告宣伝費	138	111
旅費及び交通費	179	241
給料及び賞与	1,249	1,279
貸倒引当金繰入額	0	0
賞与引当金繰入額	71	87
役員賞与引当金繰入額	13	34
退職給付費用	117	121
役員退職慰労引当金繰入額	9	22
福利厚生費	332	378
減価償却費	98	128
賃借料	214	229
研究開発費	1 610	1 581
その他	877	886
販売費及び一般管理費合計	4,268	4,533
営業損失()	886	493
営業外収益		
受取利息	31	14
受取配当金	2 307	2 731
その他	62	69
営業外収益合計	400	816
営業外費用		
支払利息	13	29
アレンジメントフィー	11	-
固定資産除却損	14	-
為替差損	21	205
その他	48	75
営業外費用合計	109	311
経常利益又は経常損失()	595	11

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
特別利益		
土地売却益	142	-
保険解約返戻金	-	18
償却債権取立益	-	4
特別利益合計	142	22
特別損失		
役員退職慰労保険積立金取崩損	1	-
会員権評価損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	27
事務所移転費用	-	12
環境対策引当金繰入額	-	1
特別損失合計	2	40
税引前当期純損失()	455	7
法人税、住民税及び事業税	34	91
法人税等調整額	238	180
法人税等合計	203	88
当期純利益又は当期純損失()	251	80

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		5,458	50.7	8,090	58.6
労務費	4	2,797	26.0	2,956	21.4
経費		2,509	23.3	2,748	20.0
(うち外注加工費)		(452)		(482)	
当期総製造費用		10,764	100.0	13,796	100.0
期首半製品・仕掛品たな卸高	3	2,849		2,321	
期末半製品・仕掛品たな卸高	1	2,321		2,665	
他勘定振替高	2	129		182	
当期製品製造原価		11,162		13,270	

(脚注)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																				
<p>原価計算の方法</p> <p>当社の製品の原価計算の方法は見込生産品については組別工程別総合原価計算、受注生産品については個別原価計算法を採用しております。</p> <p>また、原価計算は予定原価をもって計算し、原価差額は期末において、製品・半製品・仕掛品・未成工事支出金及び売上原価に配賦しております。</p> <p>1 うち 102百万円は未成工事支出金であります。</p> <p>2 他勘定へ払出の内訳は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td>117百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>3 うち 118百万円は未成工事支出金であります。</p> <p>4 労務費のうち引当金繰入額等は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>123百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>191百万円</td> </tr> </table>	建設仮勘定	10百万円	販売費及び一般管理費	117百万円	その他	1百万円	賞与引当金繰入額	123百万円	退職給付費用	191百万円	<p>原価計算の方法</p> <p>同左</p> <p>1 うち 59百万円は未成工事支出金であります。</p> <p>2 他勘定へ払出の内訳は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>71百万円</td> </tr> </table> <p>3 うち 102百万円は未成工事支出金であります。</p> <p>4 労務費のうち引当金繰入額等は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>132百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>195百万円</td> </tr> </table>	建設仮勘定	11百万円	販売費及び一般管理費	100百万円	その他	71百万円	賞与引当金繰入額	132百万円	退職給付費用	195百万円
建設仮勘定	10百万円																				
販売費及び一般管理費	117百万円																				
その他	1百万円																				
賞与引当金繰入額	123百万円																				
退職給付費用	191百万円																				
建設仮勘定	11百万円																				
販売費及び一般管理費	100百万円																				
その他	71百万円																				
賞与引当金繰入額	132百万円																				
退職給付費用	195百万円																				

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,976	3,976
当期末残高	3,976	3,976
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5,199	5,199
当期末残高	5,199	5,199
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	-	136
自己株式処分差損の振替	-	136
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	5,199	5,199
当期変動額		
自己株式の処分	-	136
自己株式処分差損の振替	-	136
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,199	5,199
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	6	6
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	6	5
別途積立金		
前期末残高	150	150
当期末残高	150	150
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,030	5,441
当期変動額		
剰余金の配当	338	243
当期純利益又は当期純損失()	251	80
固定資産圧縮積立金の取崩	-	0
自己株式処分差損の振替	-	136
当期変動額合計	589	298
当期末残高	5,441	5,142
利益剰余金合計		
前期末残高	6,187	5,597
当期変動額		
剰余金の配当	338	243
当期純利益又は当期純損失()	251	80
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
自己株式処分差損の振替	-	136
当期変動額合計	589	299
当期末残高	5,597	5,298

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
自己株式		
前期末残高	0	1,218
当期変動額		
自己株式の取得	1,218	-
自己株式の処分	-	631
当期変動額合計	1,218	631
当期末残高	1,218	587
株主資本合計		
前期末残高	15,363	13,555
当期変動額		
剰余金の配当	338	243
当期純利益又は当期純損失()	251	80
自己株式の取得	1,218	-
自己株式の処分	-	494
自己株式処分差損の振替	-	-
当期変動額合計	1,807	332
当期末残高	13,555	13,887
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	6	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	1
当期変動額合計	8	1
当期末残高	2	3
評価・換算差額等合計		
前期末残高	6	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	1
当期変動額合計	8	1
当期末残高	2	3
新株予約権		
前期末残高	-	9
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9	16
当期変動額合計	9	16
当期末残高	9	25
純資産合計		
前期末残高	15,369	13,562
当期変動額		
剰余金の配当	338	243
当期純利益又は当期純損失()	251	80
自己株式の取得	1,218	-
自己株式の処分	-	494
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	14
当期変動額合計	1,806	346
当期末残高	13,562	13,909

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ……移動平均法による原価法	子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同左
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております 製品・半製品・原材料 ……総平均法による原価法 仕掛品・未成工事支出金 ……個別法による原価法 貯蔵品 ……最終仕入原価法による原価法	通常の販売目的で保有するたな卸資産 同左 製品・半製品・原材料 同左 仕掛品・未成工事支出金 同左 貯蔵品 同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 機械及び装置 9年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) リース資産 同左</p>
5 繰延資産の処理方法	<p>社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>社債発行費 同左</p>
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 製品保証引当金 当事業年度の製品売上に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費率に基づき計上しております。</p> <p>(5) 返品調整引当金 将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率により計算された将来の返品見込損失額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 製品保証引当金 同左</p> <p>(5) 返品調整引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
7 収益及び費用の計上基準	<p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純損益に与える影響はありません。</p> <p>(7) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金 同左</p> <p>(7) 役員退職慰労引当金 同左</p>
	<p>売上高の計上基準 当事業年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p>	<p>売上高の計上基準 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(会計方針の変更) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、長期請負工事(工期1年超かつ請負金額3億円以上)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当事業年度より適用し、当事業年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当事業年度末までの工事契約において成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、上記会計基準及び適用指針の適用に伴う損益に与える影響はありません。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 為替予約 (ヘッジ対象) 外貨建債権及び外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 社内規定に基づき、外貨建取引に係る相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定を省略しております。 なお、当事業年度末においてヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) のれんの償却方法及び償却期間 のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。 なお、重要性がないものについては発生年度に一時償却しております。

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益は1百万円、経常利益は1百万円、税引前当期純利益は29百万円、それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は34百万円であります。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等) 当事業年度より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、区分掲記しておりました「作業屑売却収入」は、営業外収益総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「その他」に含まれる「作業屑売却収入」は13百万円であります。</p> <p>前事業年度において、区分掲記しておりました「たな卸資産廃棄損」は、金額が僅少となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「その他」に含まれる「たな卸資産廃棄損」は6百万円であります。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、区分掲記しておりました「アレンジメントフィー」は、営業外費用総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「その他」に含まれる「アレンジメントフィー」は14百万円であります。</p> <p>前事業年度において、区分掲記しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当事業年度の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は6百万円であります。</p>

【追加情報】

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>(賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)												
<p>1 関係会社に対する債権 売掛金 1,570百万円</p> <p>2 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約及び株式会社三井住友銀行との当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約及び当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメント及び 当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">6,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,218百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,282百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p> <p>(1) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における貸借対照表から算出される自己資本(純資産合計額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を、平成19年3月期末日における貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各事業年度における損益計算書に記載される営業利益を損失としないこと、但し、平成22年3月期における単体の損益計算書に記載される営業損益についてはこの限りではない。</p> <p>また、当座貸越契約には主に下記の取引見直し条項がついており、下記の事由に該当した場合は、取引条件の見直しを協議することとなっております。</p> <p>(1) インタレストカバレッジレシオ1以下 インタレストカバレッジレシオとは、金利等の負担能力を示す指標のことをいい、最終の決算期に関する損益計算書(もしくはこれに準じるもの)により以下の算式で算出されるものをいいます。</p> $\text{(営業利益 + 受取利息)} / \text{支払利息}$ <p>(2) 2期連続当期赤字 2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書(もしくはこれに準じるもの)における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も改めてこの条項に該当するものとします。</p> <p>(3) 債務超過 債務超過とは、最新の決算期の貸借対照表において、負債が資産を上回る状態をいいます。</p>	貸出コミットメント及び 当座貸越極度額の総額	6,500百万円	借入金実行残高	1,218百万円	差引額	5,282百万円	<p>1 関係会社に対する債権 売掛金 2,563百万円</p> <p>2 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p> <p>(1) 平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成22年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成23年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額+自己株式の金額)を平成22年3月期末日における貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(3) 平成23年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業損益を損失としないこと。</p>	貸出コミットメントの総額	5,000百万円	借入金実行残高	百万円	差引額	5,000百万円
貸出コミットメント及び 当座貸越極度額の総額	6,500百万円												
借入金実行残高	1,218百万円												
差引額	5,282百万円												
貸出コミットメントの総額	5,000百万円												
借入金実行残高	百万円												
差引額	5,000百万円												

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<p>3 保証債務</p> <p>Kito Europe GmbH のリース契約に関する保証を12百万円行っております。</p> <p>KITO KOREA CO., LTD. の借入金に対する保証を39百万円行っております。</p>	<p>3 保証債務</p> <p>Kito Europe GmbH のリース契約に関する保証を6百万円行っております。</p> <p>KITO KOREA CO., LTD. の借入金に対する保証を143百万円行っております。</p> <p>ArmseI MHE Pvt. Ltd. の借入金に対する保証を138百万円行っております。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)								
<p>1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は647百万円であります。</p>	<p>1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は640百万円であります。</p>								
<p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">4,223百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">307百万円</td> </tr> </table>	売上高	4,223百万円	受取配当金	307百万円	<p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">6,349百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">731百万円</td> </tr> </table>	売上高	6,349百万円	受取配当金	731百万円
売上高	4,223百万円								
受取配当金	307百万円								
売上高	6,349百万円								
受取配当金	731百万円								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	14	13,523		13,537

増加数の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 13,523株

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	13,537		7,014	6,523

減少数の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の処分による減少 6,507株

ストック・オプションの権利行使による減少 507株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																								
<p>1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">77</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具器具及び備品)</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">125</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 利息相当額の算定方法リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	車両及び運搬具	77	55	21	その他 (工具器具及び備品)	48	45	3	合計	125	100	25	1年以内	16百万円	1年超	10百万円	合計	26百万円	支払リース料	28百万円	減価償却費相当額	27百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具器具及び備品)</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">67</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	車両及び運搬具	57	47	9	その他 (工具器具及び備品)	10	9	1	合計	67	57	10	1年以内	8百万円	1年超	2百万円	合計	10百万円	支払リース料	16百万円	減価償却費相当額	15百万円	支払利息相当額	0百万円
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																						
車両及び運搬具	77	55	21																																																						
その他 (工具器具及び備品)	48	45	3																																																						
合計	125	100	25																																																						
1年以内	16百万円																																																								
1年超	10百万円																																																								
合計	26百万円																																																								
支払リース料	28百万円																																																								
減価償却費相当額	27百万円																																																								
支払利息相当額	0百万円																																																								
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																						
車両及び運搬具	57	47	9																																																						
その他 (工具器具及び備品)	10	9	1																																																						
合計	67	57	10																																																						
1年以内	8百万円																																																								
1年超	2百万円																																																								
合計	10百万円																																																								
支払リース料	16百万円																																																								
減価償却費相当額	15百万円																																																								
支払利息相当額	0百万円																																																								
<p>1 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	18百万円	1年超	36百万円	合計	55百万円	<p>1 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">62百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	22百万円	1年超	40百万円	合計	62百万円																																												
1年以内	18百万円																																																								
1年超	36百万円																																																								
合計	55百万円																																																								
1年以内	22百万円																																																								
1年超	40百万円																																																								
合計	62百万円																																																								

[次へ](#)

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で、時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,333

当事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で、時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	4,291

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																										
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">749百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">48</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">46</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">85</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損</td><td style="text-align: right;">46</td></tr> <tr><td>土地評価損</td><td style="text-align: right;">14</td></tr> <tr><td>共済会剰余金</td><td style="text-align: right;">26</td></tr> <tr><td>繰越外国税額控除</td><td style="text-align: right;">186</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">204</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,407百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">131百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,276百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未収事業税</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,261百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	749百万円	役員退職慰労引当金	48	繰越欠損金	46	賞与引当金	85	ゴルフ会員権評価損	46	土地評価損	14	共済会剰余金	26	繰越外国税額控除	186	その他	204	繰延税金資産小計	1,407百万円	評価性引当額	131百万円	繰延税金資産合計	1,276百万円	未収事業税	10百万円	固定資産圧縮積立金	4	繰延税金負債合計	14百万円	繰延税金資産の純額	1,261百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">796百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">87</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損</td><td style="text-align: right;">37</td></tr> <tr><td>繰越外国税額控除</td><td style="text-align: right;">352</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">273</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,597百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">140百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,456百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>営業権償却</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,442百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	796百万円	役員退職慰労引当金	50	賞与引当金	87	ゴルフ会員権評価損	37	繰越外国税額控除	352	その他	273	繰延税金資産小計	1,597百万円	評価性引当額	140百万円	繰延税金資産合計	1,456百万円	営業権償却	7百万円	その他	6	繰延税金負債合計	13百万円	繰延税金資産の純額	1,442百万円
退職給付引当金	749百万円																																																										
役員退職慰労引当金	48																																																										
繰越欠損金	46																																																										
賞与引当金	85																																																										
ゴルフ会員権評価損	46																																																										
土地評価損	14																																																										
共済会剰余金	26																																																										
繰越外国税額控除	186																																																										
その他	204																																																										
繰延税金資産小計	1,407百万円																																																										
評価性引当額	131百万円																																																										
繰延税金資産合計	1,276百万円																																																										
未収事業税	10百万円																																																										
固定資産圧縮積立金	4																																																										
繰延税金負債合計	14百万円																																																										
繰延税金資産の純額	1,261百万円																																																										
退職給付引当金	796百万円																																																										
役員退職慰労引当金	50																																																										
賞与引当金	87																																																										
ゴルフ会員権評価損	37																																																										
繰越外国税額控除	352																																																										
その他	273																																																										
繰延税金資産小計	1,597百万円																																																										
評価性引当額	140百万円																																																										
繰延税金資産合計	1,456百万円																																																										
営業権償却	7百万円																																																										
その他	6																																																										
繰延税金負債合計	13百万円																																																										
繰延税金資産の純額	1,442百万円																																																										
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">39.8%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td><td style="text-align: right;">14.2%</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">10.1%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">4.6%</td></tr> <tr><td>試験研究費税額控除</td><td style="text-align: right;">9.3%</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">27.0%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">2.4%</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.8%</td></tr> </table>	法定実効税率	39.8%	(調整)		交際費等永久に損金に算入 されない項目	14.2%	評価性引当金	10.1%	住民税均等割等	4.6%	試験研究費税額控除	9.3%	外国税額控除	27.0%	その他	2.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.8%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">39.8%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td><td style="text-align: right;">1,891.3%</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td style="text-align: right;">863.2%</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">167.8%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">275.4%</td></tr> <tr><td>試験研究費税額控除</td><td style="text-align: right;">514.9%</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">1,993.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">92.6%</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,169.9%</td></tr> </table>	法定実効税率	39.8%	(調整)		交際費等永久に損金に算入 されない項目	1,891.3%	受取配当金	863.2%	評価性引当金	167.8%	住民税均等割等	275.4%	試験研究費税額控除	514.9%	外国税額控除	1,993.9%	その他	92.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1,169.9%																				
法定実効税率	39.8%																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入 されない項目	14.2%																																																										
評価性引当金	10.1%																																																										
住民税均等割等	4.6%																																																										
試験研究費税額控除	9.3%																																																										
外国税額控除	27.0%																																																										
その他	2.4%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.8%																																																										
法定実効税率	39.8%																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入 されない項目	1,891.3%																																																										
受取配当金	863.2%																																																										
評価性引当金	167.8%																																																										
住民税均等割等	275.4%																																																										
試験研究費税額控除	514.9%																																																										
外国税額控除	1,993.9%																																																										
その他	92.6%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1,169.9%																																																										

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

取得等による企業結合

(1)連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 111,360.91円	1株当たり純資産額 107,861.78円
1株当たり当期純損失() 1,866.58円	1株当たり当期純利益 661.94円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 655.98円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	13,562	13,909
普通株式に係る純資産額(百万円)	13,553	13,883
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	9	25
普通株式の発行済株式数(株)	135,241	135,241
普通株式の自己株式数(株)	13,537	6,523
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	121,704	128,718

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	251	80
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	251	80
普通株式に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	134,664	122,010
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定 に用いられた普通株式増加数の主要な内訳 (株)		
新株予約権		1,109
普通株式増加数(株)		1,109
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった 潜在株式の概要	<p>第5回新株予約権 定時株主総会の特別決議 及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数600個)</p> <p>第6回新株予約権 定時株主総会の特別決議 及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数177個)</p> <p>詳細については、第4提 出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。</p>	<p>第5回新株予約権 定時株主総会の特別決議 及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数500個)</p> <p>第6回新株予約権 定時株主総会の特別決議 及び取締役会決議日 平成21年6月24日 (新株予約権の数88個)</p> <p>第7回新株予約権 定時株主総会の特別決議 及び取締役会決議日 平成21年6月24日 取締役会決議日 平成22年5月25日 (新株予約権の数600個)</p> <p>第8回新株予約権 定時株主総会の特別決議 及び取締役会決議日 平成22年6月24日 取締役会決議日 平成22年9月28日 (新株予約権の数200個)</p> <p>詳細については、第4提 出会社の状況 1 株式等 の状況 (2) 新株予約権等 の状況に記載のとおりで あります。</p>

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>新株予約権(ストック・オプション)の発行について</p> <p>(1) 当社は、平成22年 5月25日開催の取締役会において、平成21年 6月24日開催の第65回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項の決定の委任に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>新株予約権を発行する理由 当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためである。</p> <p>新株予約権の数 600個</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 600株</p> <p>新株予約権の行使期間 平成24年 5月26日から平成32年 5月25日まで</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>新株予約権(ストック・オプション)の発行について</p> <p>(1) 当社は、平成23年 5月26日開催の取締役会において、平成22年 6月24日開催の第66回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項の決定の委任に基づき、当社の執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>新株予約権を発行する理由 当社の執行役員の、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。</p> <p>新株予約権の数 700個</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 700株</p> <p>新株予約権の行使期間 平成25年 5月27日から平成33年 5月26日まで</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>(2) 当社は、下記のとおり、当社の取締役及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成22年 6月24日開催の第66回定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>新株予約権を発行する理由 当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためである。</p> <p>新株予約権の数 1,000個を上限とする</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 1,000株を上限とする</p> <p>新株予約権の行使期間 付与決議の日から 2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>その他の細則事項 新株予約権に関するその他の細則事項については、取締役会決議により決定する。</p>	<p>(2) 当社は、下記のとおり、当社の取締役及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成23年 6月22日開催の第67回定時株主総会において決議いたしました。</p> <p>新株予約権を発行する理由 当社の取締役及び執行役員の、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。</p> <p>新株予約権の数 1,000個を上限とする</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 1,000株を上限とする</p> <p>新株予約権の行使期間 付与決議の日から 2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2分の 1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会で定めるものとする。</p>

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	
投資有価証券	その他 有価証券	全日本空輸株式会社	120,000	29
		株式会社岡島	60,000	0
計		180,000	29	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,664	44	6	5,701	4,594	108	1,106
構築物	479	0		480	429	7	50
機械及び装置	10,100	143	88	10,155	8,919	406	1,235
車両運搬具	129	0		129	124	3	5
工具、器具及び備品	5,194	114	54	5,254	5,068	173	186
土地	1,439			1,439			1,439
建設仮勘定	77	358	337	98			98
有形固定資産計	23,085	661	487	23,260	19,136	699	4,123
無形固定資産							
ソフトウェア	947	118	633	432	229	70	202
のれん		118		118	4	4	113
電話加入権	3			3			3
無形固定資産計	951	236	633	555	234	75	320
長期前払費用	7	36	22	21			21
繰延資産							
社債発行費	21	22		44	17	9	27
繰延資産計	21	22		44	17	9	27

(注) 1 当期増加額及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置の増加

鎖高周波焼入焼戻装置

55百万円

鎖高周波発信機

26百万円

機械及び装置の減少

鎖高周波発信熱処理装置

50百万円

鎖高周波発信機

27百万円

ソフトウェアの増加

ネットワーク環境整備

59百万円

ソフトウェアライセンスの新規取得

29百万円

のれんの増加

MHSコネクレーンズ株式会社

(現コネクレーンズ株式会社)

ホイスト事業の承継

118百万円

2 長期前払費用は、アレンジメントフィー及び火災保険料に関する前払分に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額は表示しておりません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	0	0		0	0
賞与引当金	214	221	214		221
役員賞与引当金	13	34	13		34
製品保証引当金	38	36	38		36
返品調整引当金	1	2	1		2
役員退職慰労引当金	122	22	19		125

(注) 1 引当金計上の理由及び額の算出方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

2 貸倒引当金の当期減少額(その他)は洗替えによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	9
預金	
当座預金	1,536
普通預金	479
別段預金	44
小計	2,061
合計	2,071

b 受取手形

イ 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
株式会社シンク・ラボラトリー	20
株式会社旭商工社	13
株式会社ダイフク・ロジスティック・テクノロジー	8
株式会社ホリウチ	7
株式会社伊藤機械製作所	5
その他	66
合計	121

ロ 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年4月満期	58
平成23年5月満期	29
平成23年6月満期	20
平成23年7月満期	12
合計	121

c 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
Harrington Hoists, Inc.	1,224
Kito Europe GmbH	536
キトーホイストサービス株式会社	282
ユアサ商事株式会社	276
上海凱道貿易有限公司	213
その他	1,952
合計	4,485

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
3,545	17,882	16,942	4,485	79.1	82.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

d 商品及び製品

区分	金額(百万円)
製品	
巻上機製品	192
クレーン製品	83
その他	39
計	316
半製品	
本体	291
鎖半製品	202
その他	1,154
計	1,648
合計	1,965

e 仕掛品

区分	金額(百万円)
巻上機仕掛品	403
クレーン仕掛品	61
その他	551
合計	1,016

f 原材料及び貯蔵品

区分	金額(百万円)
原材料	
材料	72
購入部品	152
その他	5
計	230
貯蔵品	
消耗工具	41
その他	5
計	47
合計	277

g 固定資産

イ 関係会社株式

銘柄名	金額(百万円)
KITO PHILIPPINES, INC.	1,560
KITO Americas, Inc.	1,446
Armsei MHE Pvt. Ltd.	644
KITO KOREA CO., LTD.	290
SIAM KITO CO., LTD.	174
キトーホイストサービス株式会社	100
KITO CANADA INC.	74
SUKIT BUSINESS CO., LTD.	0
合計	4,291

□ 関係会社出資金

区分	金額(百万円)
江陰凱澄起重機械有限公司	2,605
Kito Europe GmbH	152
上海凱道貿易有限公司	67
合計	2,824

八 繰延税金資産

繰延税金資産は、1,230百万円であり、その内容については、2 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項(税効果会計関係)に記載しております。

負債の部

a 支払手形

イ 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
大道エンジニアリング株式会社	261
株式会社シンエイコーポレーション	168
誓和工具株式会社	96
松菱金属工業株式会社	81
岡谷鋼機株式会社	41
その他	304
合計	953

□ 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年4月満期	239
平成23年5月満期	246
平成23年6月満期	224
平成23年7月満期	226
平成23年8月満期	17
合計	953

b 買掛金

相手先名	金額(百万円)
丸吉電機株式会社	416
浅井産業株式会社	175
株式会社サンリツ	135
株式会社平井	129
ピヨonz株式会社	103
その他	2,074
合計	3,035

c 1年内償還予定の社債

区分	金額(百万円)
第1回無担保社債 (株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定)	200
第2回無担保社債 (住友信託銀行株式会社保証付・適格機関投資家限定)	100
合計	300

(注) 発行年月、利率等については、「第5経理の状況」「1連結財務諸表等」「(1)連結財務諸表」「連結付属明細表」の「社債明細表」に記載しております。

d 社債

区分	金額(百万円)
第1回無担保社債 (株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定)	400
第2回無担保社債 (住友信託銀行株式会社保証付・適格機関投資家限定)	200
第3回無担保社債 (適格機関投資家限定)	1,000
合計	1,600

(注) 発行年月、利率等については、「第5経理の状況」「1連結財務諸表等」「(1)連結財務諸表」「連結付属明細表」の「社債明細表」に記載しております。

e 退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	3,478
未認識過去勤務債務	47
未認識数理計算上の差異	454
年金資産	961
合計	2,015

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL http://www.kito.co.jp/
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第66期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第67期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月11日関東財務局長に提出。

第67期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出。

第67期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第67期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月26日関東財務局長に提出。

第67期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成23年2月15日関東財務局長に提出。

第67期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成23年2月15日関東財務局長に提出。

第67期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月15日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第66期（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）平成23年 2月15日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

自己株式の処分及び株式の売出し 平成23年 2月18日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（上記（6）有価証券届出書の訂正届出書）平成23年 2月28日関東財務局長に提出。

(8) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会決議事項）の規定に基づく臨時報告書 平成22年 6月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書 平成23年 3月 9日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社キトー
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 昌弘

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キトーの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社キトーが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月23日

株式会社キトー
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キトーの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社キトーが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社キトー
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 昌弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトーの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月23日

株式会社キトー
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトーの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。